

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
自治体支援		
(地域マネジメント)		
1	地域包括ケアシステムの構築に向けた地方自治体における推進体制に関する調査研究	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、各制度や分野を超えた取組や、多様な主体（介護や医療の専門職、地域住民、社会福祉法人、NPO、民間企業など）との連携が求められる中、市区町村における関係部署との連携体制や機構改革などによる体制整備及び都道府県による支援体制を調査し、自治体における地域包括ケア推進体制の実態を把握する。なお、実態については、人口規模別などで把握するとともに、地方自治体に期待される役割や機能について提言を行うため、有識者による委員会を開催し、報告書にまとめる。</p>
2	介護保険事業計画における課題への対応状況に関する調査研究事業	<p>介護保険事業計画作成に当たっては、地域課題や政策課題への対応を検討しそれを反映することとされており、調査方法や計画作成委員会の設置については提示しているところである。</p> <p>一方、各保険者において、調査や関係者からの聞き取りによって把握された地域課題をどのように次期計画に盛り込んでいくかは、計画作成過程での議論に委ねられている。本事業は、第8期介護保険事業計画及びその作成過程の実態を調査・分析し、介護保険事業計画の在り方及び地域課題への対応方法の研究材料とするために実施するものである。</p> <p>また、大都市部では、2040年に向けて介護サービス利用者数が増え続けると見込まれる。増大する介護需要に対応するため、保険者は効率的・効果的な整備をする必要がある。大都市部において第8期介護保険事業計画に基づき必要な整備が進むよう、第6期、7期で計画どおり基盤整備できている保険者がどのように各種課題に対応したかを調査し、好事例としてまとめ、保険者に普及する。</p> <p>【本事業の特記条件】 大都市部の基盤整備については、保険者が第8期介護保険事業計画作成の参考となるよう、令和2年8月中までに好事例をとりまとめる。</p>
3	在宅介護実態調査結果の分析に関する調査研究事業	<p>令和元年度に国が自治体に示した在宅介護実態調査については、多くの自治体が第8期介護保険事業計画策定に活用するために実施している。</p> <p>第7期計画作成の際にも分析例を提示したが、第8期に向けて、自治体の協力を得て、施設・在宅サービスのバランスの取れた基盤整備の検討に資する効果的な分析方法を調査研究し、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 保険者が第8期介護保険事業計画作成の参考となるよう、令和2年8月中までに分析方法（暫定版）をとりまとめる。</p>
4	地域医療構想と地域包括ケアの連動した「人口減少対応型まちづくり」の促進に向けた実証的検証事業	<p>今後、圏域単位の「効率的な医療提供体制の構築（地域医療構想/病院のダウンサイズ等）」の議論と、市町村単位の「地域包括ケアシステムの構築」の議論を連動させつつ、住民の理解・協力も得ながら具体的なまちづくりの検討・取組（バージョンアップ）を進めることが重要となる。このため、複数のモデル市町村での実践を通じ、検討・取組を進める際の課題や対応の在り方等を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家や実践者等からなる研究会を設置 ○住民・行政・医療機関・他の関係機関が連携したプロセスモデル（行政内部協議のプロセスモデル及び住民理解促進のプロセスモデル）を構築 ○ソフト・ハードの両面にわたる取組モデルを構築 ・外来医療・在宅医療・かかりつけ医などの医療機能への重点化（診療所化等） ・介護施設等との連携（一体化を含む）、近隣都市部へのアクセス強化、ICT・IoT活用 ・医療・介護現場の魅力ある職場づくり、「魅力ある職場」や「魅力ある地域資源」の効果的なPRなど、都市部・道外からの人材誘致を含めた人材確保・定着の取組 等 ○報告書を作成（取組の横展開を念頭に置いた自治体向け周知資料を含む） <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画になっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
5	地域包括ケアシステムの構築に向けた自治体内の有機的連携・役割分担等に係る調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの構築に際しては、厚生労働行政だけでは対応が困難な様々な課題がある。こうした課題解決のためには、例えば、国レベルでは厚生労働省と他省庁間、自治体においては庁内福祉部局と企画や交通、住宅、教育部局等といった他部署間での連携・役割分担を図ることが重要であり、それぞれが有する多様な施策の効率的かつ効果的な活用が必要不可欠となる。</p> <p>このため、先進的な自治体の取組等も参考に、自治体内での効果的な庁内連携・役割分担のあり方等の他、自治体を支援する立場の地方厚生局と他省庁の地方機関等による連携等、関係機関協働による効果的な自治体支援のあり方について調査研究を行う。</p> <p>想定される主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者による検討委員会の開催 ・先進事例の調査等の実施（自治体、他省庁地方機関等へのアンケート、ヒアリング調査等も含む） ・報告書の作成及びセミナー（報告会）の開催 等 <p>【本事業の特記条件】</p> <p>応募団体については、自治体の庁内連携の阻害要因等を調査研究する事業であり、関東信越厚生局内の多くの自治体（特に市町村）及び国の出先機関等との信頼性の確保のもと、円滑かつ緊密な関係づくりが求められることから、自治体等との関係性に留意が必要。</p>
6	産官学協働の持続的な支援体制の構築等に関する調査研究事業	<p>現役世代が急減していく局面の中、地域包括ケアシステムの深化が求められているが、そのためには、多様な関係者の力を結集し地域が有する様々な課題の解決を図っていく必要がある。</p> <p>現在、地域包括ケアシステムの構築に当たり、産官学連携に取り組む市町村は徐々に増えてきているが、取組を広げ深化させていくためには、連携方法や連携先に関する情報共有等について、継続的な支援が必要である。</p> <p>本事業では、産官学協働の取組事例を示すとともに、地元大学、都道府県、民間企業等が主体となり実施する、連携先等に関する情報共有の場やマッチングイベント等に関する持続可能なモデルを示し、市町村を支援する体制を構築することを目的に調査研究を実施する。</p> <p>想定される事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 検討委員会の設立 2) 産官学連携の先駆的市町村の選定及び調査 3) 産官学連携に関するイベントの実施 4) 大学、都道府県、民間企業等による市町村支援策の調査 5) 持続可能な支援方法の検討及びモデル化 6) 報告書の作成 <p>【本事業の特記条件】</p> <p>関東信越厚生局が管轄する都県において事業を実施する計画となっていること。</p>
7	中山間地域等における多世代型、地域共生型の地域づくりと介護予防との関係性に係る調査研究事業	<p>特に中山間地や島嶼部の小規模自治体では、既存の社会資源を有効に活用、改善するリソースネットワークが求められており、これらの多世代型、地域共生型、地域創生型の地域づくりの事例を収集し、その取り組みが、活動に参画する高齢者の介護予防、健康増進にどのように効果を持つか、共通する評価指標により各事例を分析する。</p> <p>地域づくりと介護予防の関係性と有効性の分析にあたっては、事例提供のあった自治体の協力を得て、当該自治体の介護予防担当者を対象にした意見交換の場で更に検討を加える。また事業実施結果は報告書にまとめる他、事業報告会を開催して今後の自治体支援において有益となる成果を示す。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>中国四国厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を実施する計画となっていること。</p>
8	多様な資源を活用した地域包括ケアシステムの推進に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの推進を図るためには、企業や大学等の協力を得て多様な支援サービスを行う必要があるが、特に企業、大学等が少ない四国管内においては、単に産官学マッチングを行うだけでなく、自治体や企業等のニーズの発掘並びに企業等の支援サービスの発掘やアレンジ等を行い、産官学マッチングを行うための仲介役が必要である。</p> <p>そのため、産官学連携を推進するための、より有効な仲介役機能のあり方について調査・研究を行う。</p> <p>四国管内において、地域包括ケアシステムの支援サービスとなりうる資源を有する企業や大学等の発掘をアンケートや聞き取りにより調査・分析を行う。</p> <p>四国管内自治体に対し、企業や大学等に求めるニーズをアンケートや聞き取りにより調査・分析を行う。</p> <p>、で調査・分析した結果に基づき、支援サービスとなりうる資源等のアレンジ等を行い、どのようにマッチングさせるか検討する。</p> <p>から までを、より円滑に実施するための仲介役機能のあり方について検証する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>四国厚生支局が管轄するエリアにおいて調査・分析を行い、産官学連携によるマッチングを円滑に推進するための仲介役機能のノウハウを分析し、報告書を作成するとともに、年度内に四国において報告会を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(指導監査等)		
9	介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究	令和元年度に実施した「介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究」においては、全自治体に対しアンケート調査等を行い、調査結果等の成果を基に、見直しに向けた論点整理を行うなど、具体的なマニュアル化に向けた検討を行った。 令和2年度においては、令和元年度に得られた成果を基に、文書負担軽減や報酬改定など、国における新たな動きも踏まえつつ、報酬請求事務の確認の在り方について検討を行い、介護保険施設等実地指導マニュアルの改正案を作成する。
10	介護保険法に基づく実地指導等の事務の効率化方策に関する調査研究	社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」においては、去る令和元年12月4日に中間取りまとめを公表したところであり、指導監査の時期の取り扱いについては、「1～2年以内の取組」として、「適切な事業所運営を担保することを前提に、実地指導の実施頻度等について、さらなる効率化が図られるよう検討を行う」とこととされた。 これを踏まえ、介護保険法に基づく実地指導については、適切な事業所運営を担保することを前提に、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、事務の効率化を図る観点で実施頻度等について効率化方策の検討を行う必要がある。また、老人福祉法に基づく老人福祉施設の施設監査（一般監査）について、介護保険法に基づく実地指導と表裏一体であるため、併せて検討を行う必要がある。 このため、自治体における実地指導等の現状を把握するため、国の既存データの分析やヒアリング調査を行う等、効率化方策について検討する。
(その他)		
11	認知症ケアパスの作成と活用の促進に関する調査研究	多くの自治体では認知症ケアパスが作成され効果的に活用されている一方で、作成しても十分に活用されていない場合や、未作成の自治体がある。このため、未作成の自治体の課題を把握し、課題解消に向けた支援ツールの作成を行うとともに、過去に実施された認知症ケアパスに関する調査研究の成果も踏まえて、作成プロセスや活用好事例等を収集し、既存のケアパスの点検、更新を必要とする自治体向けの手引きを作成する。
12	介護分野におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究	介護分野におけるマイナンバー活用を検討するに当たって、令和元年度の老人保健健康増進等事業で明らかとなった課題等について、被保険者証等の廃止を含めた対応策等を検討する検討会を立ち上げ、具体的な対応策を検討していくもの。なお、検討会のメンバーには、事業所、保険者、国保連合会等を想定している。
13	介護保険制度の見直しに関する効果的な周知広報手段の研究事業	介護保険制度については第8期から（令和3年～）の見直しを予定しており、見直しの趣旨や内容について、自治体、事業者及び利用者の十分な理解を得るよう、丁寧な周知広報を行う必要がある。 制度見直しに関する適切な周知方法について、自治体、事業者その他の関係者の御意見を踏まえながら検討し、広報媒体等の成果物を取りまとめる。また、当該成果物の効果的な活用方法についても併せて検討するものである。 【本事業の特記条件】 検討にあたり、自治体、事業者その他の関係者による検討委員会を設置すること。
地域共生社会		
14	自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究	都市部では、特に75歳以上高齢者の急増が見込まれ、介護ニーズだけでなく、生活支援ニーズも高まっていく。人間関係や地域とのつながりが希薄である都市部において、地域特性を踏まえた自治体と民間企業の協働による介護予防や生活支援の取組が展開され、地域住民が暮らしやすい地域づくりの推進に資するよう、次の調査研究を実施する。 既存の取組事例の分析（分類・効果・課題抽出等） 自治体実践可能な具体的方策（多様なモデル）の検討・提示 なお、調査研究にあたっては、 ・地元企業や商店街等との連携による地域活性化 ・自治体と民間企業が連携した取組が、住民主体の活動へもたらす影響 ・高齢者に限らず、障害者や子どもなどを対象とした取組への展開等の視点も考慮する。
15	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	高齢者を含む誰もが住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催する。

番号	テーマ名	事業概要
16	高齢者等の安全・安心な移動手段・環境実現に向けた企業等の取り組みの支援に関する調査研究事業	<p>高齢者等（認知症の人を含む）の多くが、買い物や移動、就労継続を含む社会参加などにおいて、移動に関する障壁によって、外出や交流等の機会を減らしている実態がある。本研究では、</p> <p>自動車を運転することができない或いは控えたいと考えている高齢者等が、公共交通機関等による移動に伴い感じる負担や困難について実態等を詳細に把握するとともに、既存の取組の中で高齢者等に役立っていること、例えばデイサービスやスクールバス等の空き車両を活用することで問題の解決を図っている事例や海外における好事例等を調査する。</p> <p>高齢者等の移動に関する障壁の解消に向けた企業の取組について、少しの工夫で出来る方策など、企業にとっても大きな負担を感じずに取り組めるよう留意しながら、移動インフラ・交通手段のあり方等について認知症の本人が感じるニーズを踏まえた提言を検討する。あわせて、移動が困難なことにより認知症高齢者等の外出の機会が減っている実態による市場経済への影響を推計するなど、移動関連分野の企業等に新たな商品・サービスの開発や現状の改善を促す動機付けとなるような効果的な方策を検討する。</p> <p>上記の結果を報告書としてまとめる。</p>
17	地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業	<p>今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれる。</p> <p>このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、養護老人ホームや軽費老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになる。</p> <p>このため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの地域における役割として、それぞれの施設が地域貢献活動や契約入所を実施していくに当たって支障となる点や先進的な取組事例を収集した上で、分析を行い、今後どのような施設であるべきかを見据えた上で、好事例の横展開等を図るための手引きの作成を行い、各自治体に周知を行う。</p>
18	共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業	<p>(1) 共生型サービスの実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の運営状況（職員の配置状況や高齢者・障害者に対するケアの対応など） ・実施にあたっての課題、実施を通して見えてきた課題 ・ケアマネジャーや相談支援専門員等と事業所との連携 ・共生型サービスの利用者や介護者に与える影響や効果等 <p>について実態把握を行うため、事業所だけでなく、職員、利用者・家族等に対するアンケート・ヒアリング調査等を実施し、集計・分析・検証を行ったうえで報告書を作成する。</p> <p>(2) 共生型サービスの普及啓発に向けた取組</p> <p>上記(1)の調査結果における共生型サービスの施行状況や全国各地での先行事例を踏まえて、共生型サービスの更なる普及啓発を目的として、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修教材となるテキストの作成 ・事業者向けの啓発（シンポジウムの開催など） ・サービス提供を担う職員の人材養成研修等 <p>【本事業の特記条件】 共生型障害福祉サービス、共生型介護保険サービスの両方を対象とする。</p>
地域包括支援センター		
19	地域包括支援センターの効果的な運営に関する調査研究事業	<p>地域包括支援センターについては、介護保険部会の意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、機能や体制の強化を図ることが必要である旨が明記されたところである。</p> <p>本事業では、地域包括支援センターにおけるランチ・サブセンターの活用のほか、専門職・事務職の効果的な配置、その他業務負担の軽減等について、取組の実態や事例の把握を行うとともに、その結果を踏まえ、地域包括支援センターの効果的な運営に向けて考察し、報告書にまとめる。</p>
20	介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究事業	<p>家族介護者支援に向けては、介護施策の活用をはじめ、労働施策等を適切に組み合わせながら活用することが有効である。</p> <p>このためには、初期段階における相談支援のほか、支援を必要とする場合に適切に制度につながるなど、それぞれの段階に応じた切れ目のない支援が重要となる。</p> <p>本事業では、家族介護者支援に資する制度等について整理するとともに、市町村や地域包括支援センター等における取組の実態や事例について把握し、報告書にまとめる。</p>
21	地域における見守り支援体制の構築に向けた調査研究事業	<p>高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や夫婦のみの世帯等が増加している中で、住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくためには、日頃からの見守りや緊急時の対応等の支援体制を地域ぐるみで構築することが重要となる。</p> <p>本事業では、モデルとなる市町村において、地域包括支援センターをはじめ、地縁組織、民生委員等の地域における関係者がネットワークを構築するとともに、ICT等の活用による効果的な手法も検討しながら、高齢者の見守りや緊急時の対応等についてノウハウを整理し、報告書をまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
ケアマネジメント		
22	介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、介護保険部会の意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、その効果的な推進について明記されたところである。 本事業では、総合事業の利用に関する適切なケアマネジメントの在り方について、実際の市町村における取組事例も踏まえて考察し、報告書をまとめる。
23	介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業	現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラム、ガイドライン等について、前回の見直し（平成28年度）から5年を迎えるにあたり、昨今の制度改正や介護報酬改定等を踏まえ、介護支援専門員に求められる能力や役割の視点から、今後の必要な見直しに向けて、委員会を設置した上で、法定外研修との整理等のこれまでの課題や見直すべき研修項目の検証を行い、具体的な方策やあり方について検討し、報告書を作成する。 また、現在の法定研修の内容について、身寄りがない単独世帯等の現状に対応できる内容となっているか、現場の実践や他制度との動向等を踏まえた検討とともに、受講者の負担軽減策の検討（通信の活用や普及促進等）を行う。併せて、現行の研修内容の実施状況について、国・都道府県・市町村が一体となって、課題の共有や好事例の横展開を行い、研修の質を全国的に底上げする観点から、全国会議を実施する。
24	適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業	平成28年度以降の同事業と同様に、ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、平成28年度事業において定義した概念に基づく適切なケアマネジメントの実現を目指し、一定条件（脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の疾患）ごとに支援内容を中心とした項目の全体的な再整理、実証、参考テキストの内容確認、また、これまでに策定した手法について、利用者や給付への影響調査等の方法論の検討と実証を行い、報告書を作成する。
25	適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業	平成28年度以降実施してきた「適切なケアマネジメント手法の策定」に係る成果物について、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、全国的に普及推進するため、普及推進のためのプログラム（ケアマネジャーが活用しやすい効果的な研修方法等）として、業務に係るツールやソフトの開発や組み込む方法、また、適切なケアマネジメント手法を踏まえたデータ収集等の検討やセミナー等を行い、報告書を作成する。
26	居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業	適切なケアマネジメントを実現するため、事務負担軽減等を通じた環境の整備を図る観点やケアマネジャーを取り巻く環境や業務の変化を踏まえ、これまでの実態調査や現場の業務の取り組みを踏まえた上で、質の担保を図りつつ対応可能な負担軽減策を検討するとともに、居宅介護支援の管理者要件の実態等について調査を行い、報告書を作成する。
27	ホワイトボックス型AIを活用したケアプランの社会実装に係る調査研究事業	AIケアプランの社会実装を目的にケアマネ知識の可視化、標準化項目のAI学習等を用いてアウトカム評価指標の検討を行うための調査研究。（基礎的研究から実データを用いた実証検証まで3年間を想定。） 【本事業の特記条件】 ・ホワイトボックス型のAIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者と協力を得ることが出来ること ・平成28年度から老人保健健康増進等事業で調査研究を行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること
28	AIを活用した効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する研究	人工知能（AI）を活用したケアプランの作成支援の実用化に向けて、保険者が点検を実施したケアプラン点検の項目についてそのデータを活用し、主治医意見書で得られた情報と介護支援専門員の情報の相関分析にAIを用い効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する研究。 【本事業の特記条件】 ・AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと ・調査研究実施に際して介護保険の保険者の協力を得ることが出来ること

番号	テーマ名	事業概要
介護サービス共通		
29	認定調査員初任者の指導方法等に係る調査研究事業	<p>「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）における「認定調査の均てん化を更に進める」、「認定調査員の質の確保に留意する必要がある」との指摘があった。認定調査員は、都道府県又は指定都市が行う認定調査員研修を修了することで調査を行えるようになるが、実際に高齢者に調査を行うには、各市町村等において、認定調査員の経験等に応じて必要な指導等を行っている。</p> <p>令和2年度から、指定市町村事務受託法人において、介護支援専門員以外の者も認定調査を行えるようになることを踏まえ、全国における公平・公正かつ適切な認定調査の推進に寄与することを目的に、以下のことについて、有識者の委員会の意見を聞きつつ行い、その結果を自治体向けの研修等にも活用できる手引きにまとめる。また、介護支援専門員以外の者を認定調査に従事させている指定市町村事務受託法人に、認定調査を委託している市町村における認定調査の状況の把握を行う（委託前と委託後の認定調査に係る日数の比較や課題に係るヒアリング等を想定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査員の初任者が、認定調査においてどのような点でつまづきやすいのかのアンケート調査 ・認定調査時に、逐次テキストをめくりながら調査を行う（もしくは、確認をせず曖昧なまま判断を行う）などの対応が生じないよう、認定調査員テキスト2009の要点を認定調査票に落とし込んだ調査票の開発 ・認定調査員の現任者（先輩）が、初任者に実地で認定調査の指導を行うときの、新任者（後輩）の評価シートの開発等
30	主治医意見書の作成の効率化等に関する調査研究事業	<p>「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）における「（認定調査について）ICTや介護関連のデータの活用を検討することも重要」との指摘を踏まえ、要介護認定に係る判定結果や、認定調査項目、主治医意見書の項目のデータ（認定調査票及び主治医意見書でコンピュータ判定に用いていない項目も含む。）を収集し、以下の検討を行う。</p> <p>主治医意見書の作成の効率化</p> <p>主治医意見書の作成の効率化のため、自由筆記に係る項目の選択肢化や、介護認定審査会において活用がされていない項目の削除等について、介護認定審査会委員の経験がある者へのヒアリング等を行いつつ検討を行い、主治医意見書の改正案を作成する。</p> <p>二次判定の簡素化に繋がり得る項目の検証</p> <p>コンピュータ判定で使われていない認定調査項目や主治医意見書の項目と、コンピュータ判定結果から二次判定における要介護度の変更結果の相関を分析し、今後の二次判定の簡素化口ジックに活用し得る項目の有無を検証する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次判定における要介護度の変更率に偏りが生じないよう、協力を得る保険者の候補は厚生労働省が整理する。なお、実際に協力を得るのは本事業実施者であることに留意すること。 ・主治医意見書の作成の効率化は、令和元年度老人保健健康増進等事業「主治医意見書作成の負担感の軽減に関する調査研究事業」の結果も踏まえて行うこと。
31	介護認定審査会事務局の機能強化に関する調査研究事業	<p>要介護認定を適正に実施していく上では、認定調査員の能力の向上のみならず、認定調査員や主治医と、介護認定審査会委員の間をつなぐ仲介役、コーディネーターとしての役割を担う介護認定審査会事務局（市町村等の職員）が大きな役割を果たす。事務局の具体的な役割としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査の内容に関して審査会委員から提示される各種の疑義に対応して調査員への問い合わせを行うほか、基本調査の誤りや特記事項等との不整合を事前に調査員に確認する ・審査判定の手順や基準が各合議体で共有・遵守されるよう、審査会に積極的に関与することが求められる <p>・審査会における要介護度の重軽度変更等の審査結果の理由の記録などが挙げられるが、更に具体的な実施方法については市町村によって異なり、市町村によっては取組が不十分な場合もある。</p> <p>そこで、全国的な事務局機能の底上げを図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国における事務局としての取組の調査や、適正化に注力している事例の収集 ・認定調査結果について特に確認すべきポイントや主治医意見書との齟齬の典型例の作成 ・審査結果の理由の記録の具体的な記述例の作成 <p>等を行い、啓発資料としてまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
在宅サービス		
(医療系サービス)		
32	予防給付のリハビリテーションと、通所リハビリテーションの提供実態に関する調査研究事業	<p>高齢化に伴い、今後も増加すると見込まれる要支援者の予防給付のリハビリテーション利用者の状態や必要性を明確化し、リハビリテーションの妥当な介入期間を提示し、総合事業等への社会参加を進めていく必要がある。</p> <p>通所リハビリテーションは様々なサービス提供時間帯があり、また多職種でサービスを提供している。サービスの質の向上を目指して、質の高いリハビリテーションの内容を推進していく必要がある。</p> <p>本事業では以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のリハビリテーションサービスの利用者の状態やリハビリテーションサービスの必要性等の把握をヒアリング又はアンケート調査で実施。 ・通所リハビリテーションの利用者と職員に対して、アンケート・タイムスタディー調査を実施し、リハビリテーションの効果的な介入方法を検証。 <p>【本事業の特記条件】 調査結果が判明した時点で、厚生労働省に令和2年9月頃に中間報告をする。</p>
33	訪問看護事業所の質の確保のための研究事業	<p>住み慣れた場所でその人らしく生活することを支援するため、中重度の医療ニーズを有する療養者や看取りを支える在宅サービスの一つとして、訪問看護サービスは地域包括ケアの重要な一翼を担っている。近年、事業所数は増加傾向にあるものの、小規模事業所が一定割合を占める状況が続く、提供体制整備と共に、サービスの質向上を自律的に図る取組が求められる。また、当該サービスにおいては福祉サービス第三者評価の実施義務がないことから、外部評価も各事業者・法人に委ねられている。本事業では、訪問看護サービスの質の担保を目的に、事業所が能動的にサービス体制（サテライト事業所の運用方法を含む）の評価を行うための評価指標に加え、効果的・効率的な評価方法についての提案を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 評価指標及び評価方法の提案に際しては、これまでの調査研究事業等における既存成果も活用すること。また、本事業の中間報告を令和2年9月末日までに行うこと。</p>
34	看護小規模多機能型居宅介護事業所及び療養通所介護事業所の業務負担軽減に関する事業	<p>介護事業所における生産性向上を推進していくため、業務負担軽減を図っていくことは重要である。看護小規模多機能型居宅介護及び療養通所介護サービスは、運営推進会議の開催を義務づけられており、看護小規模多機能型居宅介護においては、従業者個人及び事業所の自己評価並びに外部評価の実施が必要となる。これらは、サービスの質を担保する上で重要な取組である一方、運営・記録等の負担も大きく、事業所や法人によっては、人材育成やキャリアラダー、各種業務点検等と重複する内容もあり、負担増となっている。本事業では、両サービスにおける運営推進会議及び自己評価並びに外部評価の実態把握を行い、事業所が別々に実施する業務点検等と重複する内容を整理し、自己評価、他者評価の項目案と評価手順を提案する。また、事業運営に伴う文書量及び業務量軽減策の提案を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 社会保障審議会 介護保険部会における介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の動向及び老健局で実施する介護事業所における生産性向上ガイドライン改訂版（医療系サービス）の内容を十分に勘案して事業実施を行うこと。また、実態等については、令和2年9月末日に中間報告を行えるよう事業の進捗管理を行うこと。</p>
35	特定施設や有料老人ホーム等への訪問看護サービスの提供の実態把握に関する調査事業	<p>本人が希望する場所での療養が実現できるよう多様なサービスの整備が進められているところだが、生活を送る住まいも多様化している。また、昨今の地域医療構想に伴い、医療ニーズを有する在宅等で療養する要介護高齢者は増加し、様々な場所で医療ニーズへの対応が求められている。訪問看護においては、特定施設入居者生活介護等の一部のサービスとの併算ができないこととなっているが、医療ニーズを抱える利用者の実態や訪問看護サービス事業所との連携、サービス提供実態も明らかではない。</p> <p>本事業は、集合的な居住の用に供する施設の医療ニーズを有する者の状態と、施設等と訪問看護事業所の連携状況、また、訪問看護が提供しているケア等の実態を明らかにすることを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査の中間報告を令和2年9月末日に行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
36	要介護高齢者等に対する看護介入による効果検証事業	<p>介護現場において、看護職員は急性期又は回復期医療から在宅療養期への移行支援や在宅で長期に療養する者の療養環境や医療ニーズに対応する役割を担い、認知症やがん、脳梗塞後の身体機能障害など様々な疾患的背景を有する利用者個々の特性に応じてサービスを提供している。</p> <p>利用者に応じた看護を提供した効果は、褥瘡の改善、不要な入院の回避、家族の介護離職を防ぐ等、先行研究から一部報告されている。一方で、前向きに調査研究された報告は少なく、科学的根拠に裏付けされた効果的かつ効率的な看護サービス提供は重要な課題である。本事業では、訪問看護サービスが利用者の自立支援、重度化防止等に効果的・効率的に貢献するよう、利用者の状態等の変化について、1年間の前向きな研究デザインを組み、効果について定期的に評価を行ってきている。令和2年3月までに介入後3ヶ月調査まで終了しているため、今年度も引き続き、6ヶ月後、1年後の評価を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 1年後評価の結果については、令和2年9月末日までに速報として報告すること。</p>
37	地域における中小規模の訪問看護事業所の機能強化および事業所間連携の推進に関する事業	<p>要介護高齢者の増加、生産年齢人口の減少が懸念される中、安定したサービス提供体制確保のためには、事業所における生産性向上へ向けた取組のほか、地域に根付く事業所間の連携も欠かせない。特に、訪問看護事業所においては、中規模の事業所も徐々に増加しているものの、小規模事業所が一定数存在することから有機的な連携体制の確保は喫緊の課題である。本事業では、地域の介護・医療ニーズに広範に対応できるよう事業所の機能強化及び事業所間の連携体制の確保並びにそのための関係機関との調整を支援し、訪問看護サービスにおける生産性向上の取組を促進させることを目的とする。</p> <p>このため事業内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域及び複数の事業所を選定し、試行的実施のためのコンサルテーションを行う ・研修や協議会等の開催による地域での横展開を図る ・中核的な機能を発揮できる事業所の特性及び連携体制確保までのプロセスについて報告書としてまとめる <p>こと等を実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護事業所における生産性向上ガイドライン改訂版（医療系サービス）の内容を十分に勘案して事業実施を行うこと。取り組む内容については、ガイドラインで示される取組以外でも可。</p>
(介護系サービス)		
38	認知症高齢者グループホームにおける介護サービス提供の実態に関する調査研究	<p>認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）においては近年、利用者の要介護度の重度化や医療的ニーズへの対応が課題となっている。また、認知症高齢者グループホームが担う役割のひとつに「地域における認知症ケアの拠点」があり、その機能を地域に展開し、認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待されている。</p> <p>また、認知症高齢者グループホームは、他のサービスに比べ夜勤体制が強化されており、そのことが、小規模であるが故に事業者や職員にとっても大きな負担となっている、近年のスプリングラーの設置の義務化、見守り等の機器の進化、介護人材確保が困難な状況等も踏まえ、現状を分析する必要がある。</p> <p>本研究では 認知症高齢者グループホームのサービス提供実態（重度化、医療的ニーズ、夜勤の業務実態等）に関するアンケート調査やタイムスタディ調査を実施し、 重度化等への対応や地域における認知症ケアの拠点としての役割にどのように対応しているか、また対応するうえでの課題について検討し、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和3年度介護報酬改定の検討に資するよう、アンケート調査結果集計・分析（中間報告）については、上半期までに終えその結果を提出すること。</p>
39	福祉用具貸与事業者の人材育成に関する調査研究事業	<p>昨今の人材不足を受け、福祉用具貸与事業者においても、サービスの質の維持・向上のため、人材確保・人材育成は重要な課題である。</p> <p>このため、福祉用具貸与事業者における人材育成を促進することを目的とし、福祉用具貸与事業者が現状実施している人材育成策の調査 福祉用具貸与事業者が人材育成策を実施する上での課題の把握 課題に対する解決策の提示 等を行い、その成果を福祉用具貸与事業者に周知する。</p>
40	福祉用具サービスの質の評価データ収集等に係る調査研究事業	<p>福祉用具貸与においては、平成24年に福祉用具貸与計画書の作成、平成30年に複数商品の提示・介護支援専門員への福祉用具貸与計画書の交付を義務づけ、サービスの質の向上に努めているところ。</p> <p>今般、更なるサービスの質の向上を目指すため、 福祉用具貸与事業者が作成した福祉用具貸与計画書やモニタリング記録に記載されている情報の収集・分析 他サービスにおけるサービスの質の評価方法の調査 をふまえ、サービスの質を評価するにあたって必要な項目の整理、方法の策定等を実施し、質の評価に資する福祉用具サービスデータベースの構築に向けての検討を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
41	ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業	ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生しているところ。このため、福祉用具貸与における事故防止に向けて、福祉用具貸与事業所・自治体・関係団体等が、現状実施している事故防止策の調査福祉用具貸与事業所における貸与可否の判断に資するガイドラインの策定福祉用具専門相談員・自治体等による利用者への安全利用講習方法の提示等を行い、その成果を福祉用具貸与関係者に周知する。
42	通所介護における人材活用等の実態把握に関する調査研究事業	介護人材の有効活用を図る観点から、特に以下のような場合等において、配置基準に含まれる人員の兼務などにより人員配置の効率化が可能であると考えられる部分等についてアンケート調査（必要に応じてヒアリング調査）を実施し、特に利用者やケア内容への影響等についても実態把握を行い、報告書にまとめる。 ・総合事業（通所型サービス）との一体的実施の場合 ・他のサービスとの併設事業所の場合 ・サテライト事業所を設置している場合 等 【本事業の特記条件】 中間集計結果を取りまとめる等、上半期までにアンケート調査結果等について、一定の結果を出すことを想定している。
43	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進に関する調査研究	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進に向け、定期巡回事業所のある地域の介護保険サービス利用者、ケアマネ事業所へのアンケート調査やヒアリングを通じて、定期巡回サービスが選択されている理由・されていない理由や、当該地域で定期巡回に代替しうる介護保険サービス（訪問介護+訪問看護など）も含めた利用者の生活環境や家族・利用者の意向、利用者の状態像等について調査を行い、普及促進するための方策について調査研究を行い、報告書を作成する。
44	小規模多機能型居宅介護における生活全体を支える包括報酬型在宅サービスのあり方に関する調査研究	小規模多機能型居宅介護利用者への支援について関係者が果たしている役割を把握するため、小規模多機能型居宅介護利用者と、訪問・通所・泊まりの各介護保険サービスを利用している者の利用前後における要介護度の変化、役割や生きがいが必要介護度の変化に及ぼす影響、利用者の生活をささえるための家族支援、地域支援のあり方や、高齢者や地域のコーディネート機能に関する内容についてアンケート調査等を行い、その結果を比較する等により、生活全体を支える小規模多機能型居宅介護のあり方を研究し、報告書を作成する。
45	認知症対応型共同生活介護における栄養管理の在り方に関する調査研究事業	認知症高齢者については認知症の進行とともに嚥下障害が起りやすくなり、低栄養のリスクが上がるということが報告されている。平成29年度老人保健健康増進等事業で、認知症対応型共同生活介護入所者（認知症GH）の栄養管理に関する実態把握を行ったところ、約5人に1人が低栄養であることが明らかになり、平成30年度介護報酬改定で創設された栄養スクリーニング加算の対象となった。 そこで、本事業では、栄養スクリーニング加算導入後の認知症GH入所者の栄養状態等に関する実態把握のための調査を実施する。その調査結果も踏まえ、現行、認知症GHにおける栄養管理に関しては、制度上、通院困難な重度者を対象とした管理栄養士による居宅療養管理指導しかない中で、日常生活で低栄養改善を図るための仕組みについて検討を行い、報告書をまとめる。 【本事業の特記条件】 実態把握の調査結果については、令和2年9月頃を目途に速報値をまとめること。
施設サービス		
(介護施設共通)		
46	地域の高齢者介護施設を中核とした整備に関する調査研究	本調査研究事業では、今後、高齢者人口及び介護サービス利用者数が減少すると考えられる地域における、近年の介護サービスの基盤の存続についての実態把握、利用者減少を念頭に置いた、工夫した整備を行っている事例の分析研究等を行い、地方部での施設整備の手法や推進策について提言する。また、その際、小規模の介護サービス拠点と連携をとりながら、介護施設が地域共生社会の中核となっている事例の研究も含める。 例えば、廃校を改修・増築し特養を開設する例や、利用者減少から特養の定員の一部をサ高住に転用する例など、工夫した施設整備を既に行っている事例が存在する。今後、こうした工夫が必要となる地域が増加することが考えられるため、類似の事例収集とともに、考慮すべき事項や注意点を必要に応じてインタビュー等を行い、報告書にまとめる。

番号	テーマ名	事業概要
47	介護保険施設等における安全管理体制等のあり方に関する調査研究事業	<p>平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、介護保険施設に係るリスクについて実態把握と対策の検討を指摘されている。</p> <p>これを受け、平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査では、介護老人福祉施設等の介護事故の報告等について調査を実施し、令和元年度老人保健健康増進等事業では、前年度の調査結果等を踏まえ介護老人福祉施設から行政への報告のあり方等について検討、また、有料老人ホーム等における事故報告等の状況について調査を実施した。</p> <p>本事業では、介護老人福祉施設、有料老人ホーム等における安全管理体制や報告の統一的なルール、国や自治体の関与のあり方等について検証し報告書にまとめる。また、統一的な報告様式を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 本事業の検証内容については、令和2年度秋頃までに、中間報告の結果を厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
48	介護施設等における看護職員のあり方に関する調査研究事業	<p>医療ニーズを併せ持つ中重度の要介護者の増加が見込まれる介護施設等においては、入所者の安全・安心な生活を支えるため、その専門的機能の充実強化が求められている。</p> <p>介護施設等の看護職員は、入所者の生活の場の中で、健康状態の確認等を行い、医療的ケアの提供や医療機関との連携等の役割を担うと期待されるものの、実際には、マネジメントも含め、看護職員の配置状況や業務・役割は多様である。</p> <p>生活支援については介護職がその中心的役割を担うが、看護職員も医療と生活の視点を持ち介護職員等と連携しながら関わることも求められる。</p> <p>看護職員が質の高い医療的ケアを提供するためには、業務内容や求められる役割機能に応じた研修等による資質向上が必要であるが、研修内容については現状に即したものとなっていない。</p> <p>本事業では、介護施設等における看護職員の業務実態を調査し、看護職員が担う業務・役割を明らかにするとともに、研修等のあり方を整理し報告書を作成する。</p>
49	地域包括ケア推進に向けた有床診療所から介護医療院への移行に関する調査研究事業	<p>有床診療所は介護療養型医療施設や短期入所療養介護の事業所等として介護サービスを提供しているが、地域包括ケア推進に向けて、ますますその機能を活かした介護サービスが期待されており、令和5年度末には介護療養型医療施設の廃止が予定されている中、介護医療院への移行は、機能発揮に有力な選択肢の一つである。</p> <p>本事業では、有床診療所から移行した介護医療院及び有床診療所の実態、患者（入所者・利用者）の満足度等に係る調査を実施し、介護医療院に移行する場合の課題等について検討を行う。また、地域包括支援センターを対象として、有床診療所に対する認識、ニーズ、期待等を明らかにする。さらに、特に療養病床を有する有床診療所に対して、介護医療院に係る情報の周知（介護医療院移行事例の情報提供等）を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査の実施及び速報値の集計について令和2年9月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
50	介護老人保健施設における薬物治療の考え方に関する調査研究事業	<p>一部の医療機関では、医学的妥当性（安全性、有効性）や経済性の観点から採用する医薬品や使用手順を定める取組が進められており、院内の薬剤適正使用に一定の効果が見られたとの報告がある。本事業では、介護老人保健施設について、実態や医療機関との違いも踏まえながら、同様の取組を行うにあたっての考え方の検討・整理を行う。</p>
51	介護老人保健施設の機能評価に関する調査研究事業	<p>現在の我が国においては、少子高齢化の進行や、国民の福祉ニーズの高度化・多様化などを背景として、福祉サービスの利用者は増加の一途を辿っており、その質の向上を図っていくことが重要である。</p> <p>本事業では、医療機関における第三者評価（病院機能評価等）や既存研究等を参考としつつ、介護老人保健施設における医療・介護等のサービス機能を評価する指標案の作成、現場における検証、評価者養成に向けたカリキュラム案の作成を行う。</p>
52	長期療養施設におけるBPSD緩和のための非薬物療法の効果に関する調査研究事業	<p>長期療養施設においてはBPSDの緩和を目的として、リハビリテーション、回想法、レクリエーション、音楽療法、施設独自のケア等の非薬物療法が実施されている。</p> <p>本事業においては、長期療養施設におけるBPSDに対する非薬物療法の詳細について、入所時から前向きに調査を行い、効果がある入所者像や介入方法・時期等の検討を行う。調査時には、入所前の環境、治療等についても可能な限り詳細を把握することとする。</p>
53	介護老人福祉施設等の医療ニーズの調査研究事業	<p>近年の高齢多死社会の進行に伴い施設における医療的サービスの必要度が增大することが予測される。実際に、介護保険における医療的サービスの一つであるリハビリテーションにおいては、訪問・通所とも事業所数は増加している。</p> <p>介護老人福祉施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護においてリハビリテーションが必要な要介護者が入所する可能性がある。そのニーズを把握し、適切にリハビリテーションを提供することが重要となってくる。</p> <p>本事業では、上記の状況を踏まえつつ、介護老人福祉施設等における入所前の疾患別リハビリテーション又は介護保険リハビリテーションや入所後の機能訓練の実施状況、課題等についてアンケート調査を横断的に実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査結果が判明した時点で、厚生労働省に令和2年9月頃に中間報告をする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
54	介護サービス利用者の口腔衛生管理や経口維持支援等の充実に関する調査研究事業	介護サービス利用者の口腔衛生管理や経口維持支援等の充実を図るため、実態調査および先駆的事例を通して円滑なサービス提供に資する調査事業を行う。特に、介護保険施設等と協力歯科医療機関の協力体制を発展させ、効果的な口腔の健康管理等を推進するため、要介護高齢者の口腔の健康維持に対する協力歯科医療機関の役割を提示する。また、介護サービス利用者の口腔状態と心身の状態の変化等を含め実態を把握・分析し、口腔に関する介護サービスが必要な対象者の明確化や、サービスを効果的・効率的な実施に関する指針の提示を行う。 【本事業の特記条件】 調査の中間報告を令和2年9月末日に行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。
(特別養護老人ホーム)		
55	特別養護老人ホームにおける居住環境のあり方に関する調査研究	本調査研究事業では、介護老人福祉施設での居室類型ごとのハード面・ソフト面両面における実態把握や好事例の収集等を行い、居室の類型に関わらず入所者にとって望ましい居住環境を調査する。 ユニット型と多床室の人員配置・ハードの違いも含め、職員のケアに当たったの動き方や、ケアの在り方を検討・調査。施設や有識者へのインタビューも実施。
56	特別養護老人ホームにおける看取り等のあり方に関する調査研究事業	本事業では、特別養護老人ホームにおける医療・ケアの提供状況について実態を把握し、体制や連携等における課題を整理する。提供状況については、プロセスも含めて分析し課題を整理し、適切な医療・ケアについての推進策を提言する。 特別養護老人ホームにおける、看取りの進め方についての実態調査に加え、配置医等の勤務実態、勤務内容について、また、外部医療機関との連携内容や入所者の救急搬送の実態について、分析を行う。これらの実態把握や分析を行うに当たり、地域による違いがあるかについても考慮する。
57	ユニットケアに係る研修のあり方に関する調査研究事業	ユニットケア研修には、「施設管理者研修」、「ユニットリーダー研修」があり、ユニットリーダー研修の受講については、施設の運営基準により義務づけられている。 研修内容については、国がユニットケアの理念やユニットリーダーの役割、ユニットケアを効果的に提供するためのマネジメント等についてカリキュラムを示している。 当該カリキュラムについては、老人保健健康増進等事業での検討を踏まえ平成29年度に改訂、平成30年度より新カリキュラムにより実施しているところであるが、新カリキュラムには生活支援技術(食事、排泄、入浴、睡眠等)について具体的に示されていない。 本事業では、新カリキュラムによるユニット研修受講後のユニットリーダーの活動状況等について実態調査を実施し、これらの結果を踏まえカリキュラムを見直しカリキュラム(案)を作成する。また、ユニットリーダー研修における課題等を整理し報告書にまとめる。
高齢者向け住まい対策		
58	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	高齢者向け住まいは、民間企業を中心に運営され、民間の創意工夫のもと施設形態や提供サービスも多様化している。 このため、施設概要(定員、居室面積、設備、併設介護事業所等)、入居者の属性(要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得等)、運営状況(職員体制、サービスの提供状況等)、介護予防・自立支援に向けた取組・多剤投与に関する取組など、高齢者向け住まいの実態把握を行い、動向を把握するとともに、先進的な取組を収集し、その他の事業者への水平展開に資するよう整理する。 また、経年的に把握している基礎的データと比較することにより、高齢者向け住まいの経年変化の実態分析を行うとともに、高齢者向け住まいが果たすべき役割や機能のあり方について検証する。
59	高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究事業	高齢者向け住まいが増加し、そのサービスの内容等も多種多様である中、高齢者が自らの希望に沿った住まい等を選択できるようにすることが重要である。 このため、高齢者向け住まい等の紹介の実態について把握するとともに、特に住まい等を紹介する事業者について、利用者に適切な住まい等を紹介するために必要なルールのあり方について検討を行う。
60	住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業	高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、大家の抱える不安に対応した、住まいの確保と生活支援の一体的な支援を行うことが重要であり、このような取組が社会福祉法人等により行われてきているところ。 このため、住まいの確保と生活支援の一体的な支援の取組について、好事例を収集し整理するとともに、特に優良な事例を表彰するなど、自治体等に対して周知するためのシンポジウムを開催し、周知普及を図る。
61	地方自治体における居住支援の取組に関する調査研究事業	高齢者等が安心して地域で暮らしていけるよう、自治体や社会福祉法人等による居住支援の取組を広げていくことが重要である。 このため、社会福祉法人等による高齢者の居住支援に対する支援を新たに実施することを検討する自治体を選定し、当該自治体に有識者等を派遣した上で、事業の立ち上げに向けた議論に参加し、助言するとともに、実施にあたっての課題とその対応策について、他の自治体が事業の実施を検討する際に参考となるよう整理を行う。

番号	テーマ名	事業概要
62	高齢者のターミナル期のケアに関する調査研究業務	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等における看取りに関する指針やマニュアルの質を担保していくため、各法人の指針やマニュアルについて、どのような内容が記載されているか比較分析するとともに、必要な項目等を整理し、指針・マニュアルのモデルを作成する。 ターミナル期にある高齢者は、がん患者など疾患・病状に応じた医療行為が必要となる場合があるが、その対応方針については、法人の考え方や関係する専門職（介護職、看護職、医師）等により様々であるところ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において、医療行為が必要な方の看取りを行ったケースについて事例を収集・整理し、各専門職の果たす役割等について整理を行う。
63	サービス付き高齢者向け住宅等におけるサービス利用の適正化に向けた調査研究	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、多様な介護ニーズの入居者を幅広く受け入れており、これらの高齢者向け住まいの整備が進んでいるが、これらの多様なニーズに対応した適切なサービスを提供していくことが必要である。 このため、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに居住している方の介護サービスの利用実態や、在宅の方でサービスの利用実態に差があるか等について併設・隣接事業所の有無や家族状況等を勘案しつつ、把握・分析を行う。
64	サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究	高齢者向け住まいにおいて、入居者の状態に応じて適切なサービスを提供するため、適切なケアプランを作成することが重要である。 このため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに入居されている方について、入居者の状態を考慮しながら、必要十分なサービスを提供するにあたってのケアプランの作成の流れについて、事例とともに整理を行う。
65	有料老人ホームの事業適正化に関する調査研究事業	近年、有料老人ホームが増加している中、そのサービスの質の向上等を図っていくことが重要である。 このため、有料老人ホームについて、個別の事例を基に都道府県等との意見交換を行う等により、都道府県等が指導するにあたっての課題等を整理した上で、その対応方法について検討や対応事例の整理を行う。また、有料老人ホームのサービスの質の向上や、利用者が有料老人ホームを選択する上で、どのような観点が重要かを整理し、その観点についてどのように評価することが適切か検討を行う。
66	高齢者向け住まいにおける介護保険サービスと介護保険外サービスの実態に関する調査研究	高齢者住まいにおいて、高齢者のニーズに応じて適切に対応するためには、介護保険サービスで足りない部分を介護保険外サービスで補う等を行うことが重要である。 このため、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホームにおける介護保険サービスと介護保険外サービスの自治体の考え方や、施設において介護保険サービスと介護保険外サービスを組み合わせる入居者のニーズに対応している事例等について調査する。
介護予防・日常生活支援		
67	地域特性を踏まえた生活支援ニーズへの対応及び地域活動の継続に係る調査研究事業	高齢者の日常生活支援の推進に向けては、新たな担い手を創出する取組と併せて、既存の住民組織等が 各々の得意領域（強み）を相互連携・補完させることにより地域のニーズに対応すること、 継続的、安定的に地域活動を行っていくこと、についても重要な視点である。 本事業では、ヒアリング等を通じて と についての事例を調査し、安定的、継続的に高齢者の日常生活支援に向けた地域活動を実施していくための課題やポイントを整理し報告書をまとめる。
68	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や生活支援体制整備事業の効果的な推進に向けては、市町村の取組状況を把握することが必要である。 加えて、介護保険部会の意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）では、総合事業における対象者やサービス価格の弾力化にあわせて、具体的な利用の状況等を定期的に把握・公表する旨が明記されたところである。 本事業では、現行における総合事業等の取組状況について調査するとともに、弾力化後の定期的な把握・公表に向けた仕組みについて整理し、報告書をまとめる。
69	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や生活支援体制整備事業の効果的な推進に向けては、市町村が抱える課題に着目したきめ細やかな支援が重要である。 また、介護保険部会の意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）では、都道府県による適切な助言等の積極的な市町村支援について明記されたところである。 本事業では、総合事業等の推進に課題を抱える市町村をモデルとして選定し、都道府県をはじめ、総合事業等に知見や経験を有する有識者等が伴走的支援を行うことを通じて、具体的な課題の設定方法や効果的な支援の手法等について、広く市町村や都道府県等が活用していく観点からノウハウを整理し、報告書をまとめる。
70	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進に向けた研修カリキュラムの開発に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や生活支援体制整備事業の効果的な推進に向けては、地域の現状分析、課題の設定や解決策の検討、関係者との協働等といった地域マネジメント力が重要である。 本事業では、総合事業等の推進に課題を抱える市町村職員の地域マネジメント力の向上に資する観点から、先行的な研究や取組等も踏まえつつ、研修カリキュラムを開発する。

番号	テーマ名	事業概要
71	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の推進に向けた実践研修に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や生活支援体制整備事業の効果的な推進に向けては、地域の現状分析、課題の設定や解決策の検討、関係者との協働等といった地域マネジメント力が重要である。本事業では、専門的な知見を有する機関と連携しながら、フィールドワークや実践を含めた市町村職員を対象とした地域マネジメント力の向上に関する研修を実施するとともに、研修プログラムのノウハウを整理し、報告書をまとめる。
72	介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業	高齢者の移動支援については、昨年6月の「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定）において、その施策の充実が明記されたところである。本事業では、介護予防・日常生活支援総合事業等による移動支援サービスの創設を検討している市町村をモデルとして選定し、具体的な課題の設定や解決策の検討、関係機関との調整等といったサービスの創設に関するプロセスについてノウハウを整理し、報告書をまとめる。
73	介護予防・日常生活支援総合事業におけるボランティアの参画に関する調査研究事業	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における多様なサービスを提供していくためには、介護事業所による既存サービスに加え、ボランティア等の地域における多様な主体の参画が重要である。本事業では、地域住民が実際にボランティアとして総合事業等に参画するに至った契機等について、関係団体等へのヒアリングを含め、各属性（若年層、中年層、老年層等）に応じた調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、総合事業における更なるボランティアの参画に向けて考察し、報告書にまとめる。
74	地域リハビリテーション体制の活動マニュアル等の作成事業	地域リハビリテーションは、「地域リハビリテーション推進のための指針」に基づき、都道府県の体制整備を進めているところである。また、その具体的な活動のひとつとして、市町村が実施する地域リハビリテーション活動支援事業がある。地域リハビリテーション体制の構築には、都道府県と市町村が連携をとる必要があり、さらに、都道府県医師会や郡市区等医師会等の関係団体および医療機関または介護保険施設等との協力体制を構築することが、地域リハビリテーションの推進に重要である。本事業では以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対する地域リハビリテーション体制の整備状況についてアンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集 ・市町村に対する、地域リハビリテーション活動支援事業における都道府県や郡市区等医師会との連携状況について、アンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集 ・行政や関係機関向けの活動マニュアルの作成 ・地域リハビリテーション推進のための研修会プログラムの作成
75	医療関係団体・医療機関等と連携した介護予防の推進方策に関する調査研究事業	昨年12月に公表された「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」において、高齢者の多くは医療機関を受診していることから、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体や医療機関等と連携した介護予防に取組の重要性が示されたところである。本事業では、市町村が地域の医療関係団体や医療機関等と連携して介護予防に取り組む事例の収集を行うとともに、複数の市町村においてモデル事業を実施し、取組を推進するための留意事項等を整理した上で、好事例の横展開を図るための具体的な連携方策について、報告書にまとめる。報告書には、先進事例を踏まえ、各専門職がどのような役割を担うことが可能か例示を含むこと。
76	通いの場の効果検証に関する調査研究事業	通いの場を始めとする介護予防の取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、昨年12月に公表された「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」において、国は、今後通いの場等の一般介護予防事業等の取組に関する効果検証等を通じ、エビデンスの構築を行うことが求められているところである。本事業では、複数の市町村で、通いの場に参加する高齢者の状態や社会参加の状況等と通いの場の具体的な取組内容等を把握し、効果検証を行うための仕組みを構築した上で、PDCAサイクルに沿った取組を推進するためのモデル事業を実施し、報告書をまとめる。効果検証に当たっては、参加者と非参加者との比較や個人を識別した追跡が行えるよう留意すること。
77	介護予防に資する就労的活動に関する調査研究事業	介護予防を進める観点からは、役割のある形での社会参加が重要との指摘があり、昨年12月に公表された「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 取りまとめ」において、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化していくことが求められているところである。本事業では、介護予防の観点から、就労的活動を行う事例の収集を行うとともに、複数の市町村においてモデル事業を実施し、取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、好事例の横展開を図るための具体的な方策について、報告書にまとめる。

番号	テーマ名	事業概要
78	官民連携による成果連動型の介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>近年、民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて地方公共団体が対価を支払うSIB（ソーシャルインパクトボンド）が広がりつつあり、介護予防に関しても、こうした成果連動型の取組への期待が高まっているが、具体的な取組の把握や効果の検証は十分に行っていない。</p> <p>本事業では、介護予防に関する成果連動型の取組を行っている市町村の事例の収集を行うとともに、すでに取組を実施している市町村の協力を得て、効果の検証等を行い、成果連動型の取組を推進する際の留意事項等を整理した上で、報告書にまとめる。</p> <p>なお、対象とする取組は、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）を想定している。</p>
79	通いの場に参加する高齢者を中心とした摂食機能等に応じた適切な食事選択の方策に関する調査研究事業	<p>高齢者が摂食機能等に応じた食事を行い、低栄養を予防するためには、早い段階から適切な情報が入手できるとともに、自身の状態に合った食事を選択できるための食環境整備が重要である。</p> <p>そこで、令和元年度老人保健健康増進等事業では、通いの場に参加する高齢者の健康状態や日常の食生活等により現状と課題の分析を行うとともに、通いの場等で活用可能な高齢者が自身の栄養状態や摂食機能、生活環境、嗜好等に合った適切な食事を選択するための具体的なツールの提案を行った。本事業では、令和元年度老人保健健康増進等事業で提案されたツールの実証や、通いの場における低栄養予防・口腔機能向上など食の重要性に関する普及啓発のための検討を行い、報告書をまとめる。</p>
80	北海道のリハビリテーション専門職を活かした高齢者の介護予防推進に係る調査研究事業	<p>北海道の広域分散・積雪、リハビリテーション 専門職（以下「リハ職」という。）の都市部集中などの地域特性を踏まえ、リハ職を抱える医療機関等と連携し、必要に応じて遠隔ICTシステムを活用しながら、</p> <p>高齢者本人のみならず、家族や現役世代にも働きかけを行い介護予防に繋げる仕組みづくり、</p> <p>リハ職がいない訪問看護ステーション等との連携による自宅での自立を支援する仕組みづくり、</p> <p>リハ職を活用した介護予防・自立支援 を推進する新たな仕組みづくり</p> <p>について、複数のモデル自治体で試行する。</p> <p>専門家や実践者等からなる研究会において、とりわけリハ職を抱える医療機関が主体的かつ継続的に高齢者の介護予防に参画するための仕組みを中心に課題整理し、方向性を提示し、報告書に取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて、調査等を行う計画となっていること。</p>
81	オーラルフレイルの予防、口腔機能の改善による健康増進と社会性の維持向上において多職種が行う介護予防推進プログラムに関する調査研究事業	<p>平成30年度及び令和元年度老人保健健康増進等事業（事業名：【歯科医療・口腔ケアによる口腔機能の維持、全身の健康増進及び社会性の維持向上を通じた地域包括ケアシステム推進に関する調査研究事業】）により、この事業の対象地域全体への効果・波及が示唆され、オーラルフレイルエキスパート養成講座等の開催により各地域において指導的立場の人材が確保された。今後は、各市町村での均てん化や「通いの場」を介した普及活動の更なる施策の実施に向け、以下の展開を図る。</p> <p>（１）過去2年間の調査結果の検証 平成30年度事業における「歯科受診群と非受診群の差」、また、令和元年度事業における「口腔機能低下症に対する介入群と非介入群の差」等を分析・検証すると共に、収集した歯科受診記録を用いて歯科検診や歯科治療がもたらす効果を検証する。</p> <p>（２）口腔機能低下症、オーラルフレイル、フレイル及び認知症の時間軸の検証 市町村の節目検診などを利用し、オーラルフレイルスクリーニングテスト、認知症に対する検査を実施し、発症年齢、程度を調査することにより、現役世代を含めての状況を検証する。</p> <p>（３）コホート研究への展開 過去の横断的調査及び口腔機能低下者に対する介入により、介入群と非介入群についてコホート研究を実施。介入効果、方法等を検証し、介護予防に資する口腔機能低下症、オーラルフレイル及び認知症施策を提案する。</p> <p>（４）オーラルフレイル改善プログラムの多職種への普及 令和元年度事業のオーラルフレイル改善プログラムをさらに深化させ、地域包括ケアを担う多職種に対し、動画配信やDVD等の媒体、講習会等を実施し、「通いの場」等で有効と考える「歯科からの介護予防プログラム」の運用を提案する。</p> <p>【本事業の特記条件】 事業実施自治体の選定にあたっては、東海北陸厚生局と協議の上、選定する計画であること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
82	通いの場づくり支援に関する調査研究事業	<p>通いの場の数及び通いの場の参加率の状況は、現在（平成30年度）は、通いの場の数が106,766か所、65才以上人口に占める参加率は5.7%となっている。近畿管内においては、平成25年度から平成29年度の間、同参加率が全国平均に至らない府県があり、市町村における自律的な地域マネジメントの強化が課題と思われる、一方で、その強化には、地域の実情等に応じた柔軟な取り組みが求められている、併せて、府県や近畿厚生局の支援等においても、有効な支援策を調査研究し、市町村、府県、国が一体となった取り組みが必要である。</p> <p>事業実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿厚生局管内全市町村へのアンケート等により取り組み実態を把握する。また、収集した取り組み状況から、管内府県の特徴的な市町村を抽出し、ヒアリング等を通じて、解決すべき課題を検討する。 ・ワークショップ形式の研修会を実施し、市町村が抱える課題を整理・類型化し、地域の特性や実情を踏まえ上での施策を検討する。 ・市町村の課題と解決策例を体系化・具体化し、府県や近畿厚生局の市町村支援策を検討する。 <p>検討した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）市町村が参照する、探索しやすい課題と解決策例の資料・ツールを開発する。 （イ）アのツールの活用等により、府県や近畿厚生局の市町村支援策についてまとめる。 <p>・以上の事業内容を踏まえ、事業成果を関係者にフィードバック（事業報告会の開催等）する。</p> <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局管内の府県、市町村において実施する。</p>
83	中山間地域の通いの場におけるフレイル予防対策を起点とした地域住民の包括的支援に関する調査研究事業	<p>介護予防としての「通いの場」に参加することが「自助」「互助」の強化になるとともに「高齢者の自立」に繋がる。また、「通いの場」の参加者の虚弱化や認知症の早期発見を行うこと、並びに閉じこもりがちで医療や介護サービス等に繋がっていない健康状態が不明な住民の社会参加を促し（オーラル）フレイル予備群を抽出することは、専門職等によるきめ細かなアウトリーチ支援の充実が必要である。そのため、上記の「発見」、「抽出」及び「アウトリーチ支援体制」の構築を目指す調査研究を行う。</p> <p>健康体操（口腔含む）プログラムの通いの場での定着を目指し、行政及び医療関係団体との連携による身体（口腔含む）機能のモニタリング体制の整備を図る。</p> <p>「通いの場」での健康体操に要介護（支援）者も参加可能な健康体操プログラムを開発し、自立高齢者だけでなく、要介護者も含め、その効果と継続可能性を検証する。</p> <p>行政組織等との連携による「通いの場」不参加者への参加勧奨及び認知症早期発見に資する情報収集の体制整備を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 四国厚生支局が管轄するエリアにおいて、行政及び地域医療関係団体が連携し、身体機能プログラム体制の整備を図るとともに、「通いの場」不参加者へのアウトリーチ支援をおこない、社会参加を促す。また、報告書を作成し、年度内において地域住民等に対し、調査結果に基づく報告会（フォーラム）を実施する計画となっていること。</p>
84	ドラッグストアを活用した高齢者の健康増進に対する支援に関する調査研究	<p>物販等を行う職員だけでなく薬剤師や栄養士を配置するドラッグストアは、全国で約1万7千店舗ほどある。本調査研究では、このようなドラッグストアの栄養士等が、食生活のアドバイスや栄養に関する相談・指導等を行う「栄養教室」等を身近な公民館等（通いの場）で開催し、参加する高齢者の栄養状態の現況と改善状況を把握するとともに支援の効果等について検証するものである。</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査検証する計画となっていること。</p>
85	高齢者の保健事業と介護予防の一体実施を行うための取組に関する調査研究	<p>高齢化が進み労働人口が減少している地域では、健康長寿の延伸を図ることが最重要課題である。これを達成するには高齢者が自ら積極的に健康増進や介護予防に取り組むこと（自助）、また、高齢者をサポートする担い手を増やすことが必要である。</p> <p>本調査研究では、高齢者の自助力を高めるとともにサポートする担い手を育成するため、健康増進や介護予防に関する知識や技術をもつ多種多様な資格者や民間事業者による指導教室等を開催するなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための効率的な取組について研究するものである。</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアのうち、特に高齢化率が高い地域で実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
医療・介護連携		
86	地域包括ケアに向けた薬剤師の看取り期への関わり方に関する調査研究事業	今後、地域包括ケアシステムの構築が進む中で、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、在宅業務へのますますの関与が求められる。中でも看取り期においては、患者の状態に応じた医薬品、医療材料等の供給や、他職種との連携が一層重要となる。本事業では、看取り期の訪問薬剤管理指導の実態調査、ヒアリング等を踏まえ、薬剤師が在宅での看取り期の対応を行うに当たっての留意点、特に必要な医薬品、医療材料、そのコスト等を取りまとめた手引きを作成する。
87	退院後の円滑な介護サービス利用のための介護事業所と医療機関の連携強化事業	中重度の医療ニーズや看取り期にある者に対応する在宅の限界点を高めていく在宅サービスの充実が期待されている。医療機関から在宅療養生活へとスムーズに移行し、看取り期における継続的な支援を提供するためには、介護事業所と医療機関の密な連携が欠かせない。看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」という）サービスにおいては、退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行や看取りも含めた在宅生活の支援を行うことを目的としているが、医療機関における従事者の認知度が低いという実態がある。本事業では、看多機事業所が期待される機能を発揮できるよう、医療機関への看多機サービスの周知と主な利用者の状態について相互理解が促進できる取り組みを実施する。具体的には、以下の取組を行い報告書にまとめる。 ・医療機関の従事者（主に看護職を想定）に対する看多機を含む介護保険サービスの機能や特色を認知してもらうための研修の実施 ・看多機と医療機関の連携モデル（人事交流や入退院を繰り返す者の支援等）の試行的実施 ・上記、試行的実施の効果検証
88	早期地域療養移行支援パス作成に関する調査研究	超高齢社会への対応として、地域医療構想と地域包括ケアシステムの総合的な推進が進められており、在宅医療・介護連携事業が導入され、病院と地域の相互の円滑な連携が求められている。そのため、本事業では、病院における在宅への移行に関するこれまでの入退院支援ルール等の日本の試みを調査・評価しつつ、日本における移行の評価指標と手順の標準化（標準移行パスの作成）を報告書にまとめる。日本におけるこれまでの入退院支援ルール等の試みを行い、病院と地域の相互の円滑な移行体制が整っている地域での移行評価指標や移行手順（移行パス）の調査と評価の実施 日本における移行パス作成のあり方の提示と医療介護体制の主要課題の取りまとめ
89	円滑な医療・介護連携を推進するための地域医療連携室の支援に関する調査研究事業	平成30年度、令和元年度老人保健健康増進等事業（事業名：退院支援の事例分析による在宅医療・介護への円滑な移行のための介護職視点を取り入れた在宅医療・介護連携促進に関する調査研究事業）により、退院支援の成功例・課題例・対応策に共通した要因として“情報共有”が示された。情報共有には、退院前カンファレンスおよび地域連携室が重要であるが、退院前カンファレンス実施状況は、「実施していない」、「どちらといえば実施している」、「実施している」は各20%であり施設間格差がみられる。病院から退院して1ヶ月以内の事例で気になったこと・困ったことは、「介護施設」、「在宅医療機関」、「近畿グループ国立病院機構病院」において70%以上がありと回答している。原因は、退院後の医療・介護施設のサービス内容の把握が十分でなかったことが示された。 在宅医療・介護連携推進事業「地域の医療・介護の資源把握」では90%以上でリストマップの作成、配布、資源把握の調査が実施されているとの回答結果との乖離が生じている。円滑な退院支援のために、退院前カンファレンスおよび地域医療連携室の役割等を明らかにし、好事例を管内に普及するとともに介護職視点からのチェックリストを提案し、真の意味で有効な医療介護連携を構築する。 具体的には、以下の事業を実施する。 質問紙調査：管内の病床数が200床以上の病院地域連携室を対象に、業務内容（特に退院支援に係る項目）および退院後の受け入れ医療・介護機関の情報収集方法を明らかにする。 ワークショップ：令和元年度老人保健健康増進等事業において円滑な退院支援を実践していた病院地域医療連携室による業務運用方法の紹介および多職種討議を管内において14回程度（管内7府県2回づつ）開催する。対象は、地域連携室職員・地域包括支援センター職員および介護職を中心とした在宅医療関係専門職とする。介護職視点でのチェックリスト：質問紙調査・ワークショップ成果物より、更なる円滑な退院支援を行うためのチェックリストを作成する。事業報告会：本研究結果を広く公表することにより自治体支援を行う。 【本事業の特記条件】 平成30年・令和元年度事業成果を活用し、近畿管内での200床以上の病院を対象に質問紙調査を実施し、管内全ての府県においてワークショップを実践すること。

番号	テーマ名	事業概要
認知症施策		
(普及啓発・本人発信支援)		
90	認知症の本人の意見と力を活かした地域共生社会づくりに関する調査研究事業	認知症施策推進大綱（令和元年6月）では、認知症の本人の視点を施策の企画・立案や評価に反映するよう努めることとされたが、当該取組に未着手、あるいは単発事業の取組にとどまる自治体が多いため、全ての自治体で認知症施策全般について本人視点に立って充実させる効果的・体系的な推進策を検討する必要がある。そのため、全国の各ブロック単位ごとに、本人の意見と力を活かした施策の充実を体系的（例えば、取組未着手市町村を都道府県で支援できる体系）に展開することを通じて地域共生社会づくりを推進する試行的な取組を実施する。また、試行的な取組にかかる方針や進捗状況確認、とりまとめを行う検討会を開催する。当該取組の結果を参考に、都道府県・市区町村等が協働して取組を推進するための手引きや事例集を作成し、自治体へ配布を行う。
91	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業	平成29年度の老人保健健康増進等事業における検討を基に、平成30年に「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が策定された。本ガイドラインの普及・定着に向けてこれまでの老人保健健康増進等事業において、講師向けの研修のための講師の養成カリキュラムや、普及のための情報提供を行う小冊子等が作成されたが、今後、更なる普及・定着に向けては、自治体を含め研修講師や意思決定支援者等への更なる普及・周知（研修講師養成に向けた講習会の追加実施等）を行うと共に、現場での普及度・理解度や活用状況を把握しながら、本ガイドラインや研修教材等、研修の普及における課題を調査し、報告書にまとめる。また、当該ガイドラインに記載の「今後起こりうることについてあらかじめ決めておく」という点について、判断能力低下の前の段階における、事前の意思表示における考え方の普及や方法について、自治体等での取組の事例収集を行い、そのあり方について検討を行った上、同じく報告書にまとめる。
92	認知症の人と家族の思いやその状況をふまえた支援のあり方に関する調査研究事業	認知症の人や家族の生活の状況や抱えている困難等を把握するべく、令和元年度老人保健健康増進等事業において認知症の人と家族の思いや介護状況及び国民の認知症に関する意識調査が行われ、国民の認知症と認知症ケアに対する意識変革に向けた取り組みの重要性が指摘された。このため、本調査研究では、認知症の人や家族の目線から見た暮らしの実態を伝えることで、国民や企業等が認知症の人や家族の気持ちやその置かれた状況について、思いを寄せた支援ができるよう、ガイドブックを作成する。また、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、当ガイドブックを活用することで、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信するような情報発信と啓発の方策について検討を行い、モデル的に実施しその効果を検証する。
93	認知症の人の家族が認知症を正しく理解し適切な対応につなげるための取組の普及促進に関する調査研究事業	認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能であり、心理的負担の軽減につながる効果も期待できるが、地域における家族教室や家族同士のピア活動の具体的な内容やその効果等については、十分整理・分析されていない。このため、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動の事例を収集するとともに、その効果や運営方法等を分析し、好事例をまとめた運営の手引きを作成する。
(予防)		
94	認知症重症化予防（三次予防）に関する調査研究事業	認知症施策推進大綱では重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応を三次予防として位置づけている。これまでに精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的として重度認知症患者デイケアが実施されてきたところである。三次予防に向けた取組の一環として、重度認知症患者デイケアでどのようなプログラムが実施されているか実態調査を行い、それらのプログラムについて認知症症状や他社会資源の使用状況など社会生活に与える効果の検証を行い、報告書にまとめる。 【本事業の特記条件】 重度認知症患者デイケアを実施している施設と連携が取れる調査体制を構築すること。
(医療・ケア・介護サービス・介護者への支援)		
95	認知症疾患医療センターの事業評価および質の管理に関する調査研究事業	平成30年度老人保健健康増進等事業では認知症疾患医療センターに対して「質の管理のあり方」に関して提言を示しており、令和元年度事業では質の管理のあり方についてデータ分析を含め検討を行ってきた。これまでの検討結果を踏まえ、認知症疾患医療センターにおける事業の評価およびそれに基づく質の管理のあり方について具体的な業務内容まで含めて検討し、手引きを作成する。 【本事業の特記条件】 基幹型認知症疾患医療センターや都道府県の意見を反映出来る調査体制を構築すること。

番号	テーマ名	事業概要
96	認知症地域医療における連携体制のあり方に関する調査研究事業	認知症施策推進大綱では認知症への早期発見・早期対応のため地域包括支援センター、かかりつけ医等の地域機関が認知症疾患医療センター等の専門機関と連携する、さらに認知症初期集中支援チームが社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を行うこととしている。こうした取組を推進する上で、初期集中支援チームにおいてはその入り口の部分、ニーズのある方をどのようにチームに繋げるか更に検討が必要であり、一方認知症疾患医療センターにおいてはその出口の部分、センターでの診断後の支援のあり方や介護との連携のあり方について更に検討が必要であるとの意見もある。こうした意見を踏まえ、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターと地域機関等の連携状況において実態調査を行い、それに基づいて更に連携を推進するための検討を行い、報告書にまとめる。
97	訪問看護師による認知症高齢者と家族の支援に関する調査研究事業	介護保険制度において認知症高齢者と家族への支援を、介護と医療双方の視点から実践している訪問看護師等の看護職は、地域に根付いた活動により、早期発見・早期対応、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう伴走者として一部支援を行っている。それらの先進的事例の横展開を図り、地域資源として訪問看護師が地域の連携の中で効果的に活動できることは、認知症施策の一層の推進の観点から有効であり、地域の関係機関との連携をさらに促進し、循環型の仕組みの構築に大きな役割を果たすことが期待できる。 本事業では、認知症対応力向上研修及び認知症サポーター養成講座等を修了した訪問看護師等による取組について、個別の支援にとどまらず、自治体や地域の認知症に関わる関係機関との連携状況も含めた好事例収集を行い、横展開を図る。また、関係団体とも連携し、本研修等の受講修了者の拡充につながるよう周知を行う。 【本事業の特記条件】 取り組みの好事例集等の成果物を訪問看護ステーション等在宅や地域で認知症のケアを行っている関係機関等へ適切に周知できること。
98	認知症初期集中支援チームにおける効果的な活動に関する調査研究事業	認知症初期集中支援チームは認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への初期の支援を、包括的・集中的に行い、地域包括支援センターやかかりつけ医等の地域の関係者と連携を図りながら、自立生活のサポートを行う役割を担っている。それら先進的事例の横展開を図り、早期診断・早期対応に向けた体制づくりの推進を図ることは、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組の強化に資することが期待される。 本事業では、認知症初期集中支援チームと地域包括支援センター等の関係機関との連携状況や役割を明確にする等、それぞれの機能を活かした認知症の初期集中支援を実施し、早期診断・早期対応の支援体制の構築状況を含めた好事例収集を行い、横展開を図る。
99	認知症の当事者と家族を一体的に支援する支援プログラムのあり方に関する調査研究事業	近年、オランダにおいて認知症の本人と家族両者の支援を組み合わせさせた「ミーティングセンターサポートプログラム」の有効性が検証されている。令和元年度老人保健健康増進等事業では、この事例を参考にしながら、日本国内における認知症の本人や家族に対する様々な支援事例を収集し、効果的な支援を実現する手法等のあり方を検討するなど課題整理が進められた。本研究では、 令和元年度の研究成果を活用しながら、モデル的に「日本版統合ケアプログラム」として認知症の本人と家族両者への支援を組み合わせ実施し、その効果を検証する。モデル地域は都市部や地方など、地域の実状や環境の異なる3～5カ所を全国から選出し、実施するものとする。 モデルプログラムによる介護負担度や認知症の症状等への影響などについて介入検証したうえで、日本版統合ケアプログラム実施のための手引きを作成する。
100	地域における認知症ケアの拠点としての認知症高齢者グループホームでの適切な相談支援に関する調査研究事業	認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、地域における認知症のケアの拠点として、その機能を地域に展開していくことが求められており、地域の認知症高齢者やその家族に対する伴走的な相談支援への取組が重要となっている。 本調査研究では 認知症高齢者グループホームにおいて先進的に実施している伴走型相談支援の内容や、地域包括支援センターの総合相談において対応している継続的な支援の事例等を収集するとともに、 収集した事例等のノウハウや認知症高齢者に関する既存の相談支援マニュアル等を参考に、認知症高齢者グループホームにおける伴走型相談支援のマニュアルを作成する。

番号	テーマ名	事業概要
101	認知症の状況に応じた高齢者の継続的な口腔機能管理等に関する調査研究事業	<p>近年、自分の歯を多く保有している高齢者や、インプラント治療を受けている高齢者が増加し、高齢者の口腔内は複雑化している。つまり、高齢者が口腔内を良い状態で維持することは難しく、特に認知症の疑いが出てくると、本人のみでは、管理ができなくなり、病状が重篤化するリスクも高まる。そのため、認知症の状況に応じた高齢者の継続的な口腔機能管理を支援できる歯科医療・介護の整備が重要である。</p> <p>本事業は、認知症の状況に応じた高齢者の継続的な口腔・栄養管理における、歯科専門職の効果的な関わり方を検討する。事業内容としては、医療機関等（歯科診療所のみでなく、歯科を有する大学病院や、認知症疾患医療センターも含む）を対象に、認知症の人の歯科治療・口腔機能管理に係る実態調査や、地域医療や介護の連携に係る実態調査を実施する。調査結果をもとに、かかりつけ医や管理栄養士等他職種との地域医療や介護の連携システムの検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 関係学会等の協力が得られる調査体制を構築し、成果物においては、全国的に普及啓発すること。</p>
(認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援)		
102	認知症サポーター活動促進事業「チームオレンジ」の立ち上げ支援のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱（令和元年6月）では、全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターによる支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を整備するとされたが、市町村におけるチームオレンジ・コーディネーターの担い手が少ないため、未着手の市町村が多い状況にある。</p> <p>チームオレンジを普及するためには、コーディネーターを養成することが喫緊の課題であり、そのためには、コーディネーター等に対する研修・助言等を行う都道府県の講師役（オレンジチューター）の養成及び基本的な研修テキスト作成が必須となる。</p> <p>また、コーディネーターの研修と相まって、チーム員となる要件であるステップアップ講座の実施、立上げ準備及び類似事業の分析を行い、市町村に有効な情報を提供する必要がある。</p> <p>このため、都道府県及び市町村に対する具体的な支援策につながるよう、次のような調査研究を実施する。</p> <p>オレンジチューター養成のためのテキストを作成する。</p> <p>先駆的事例を踏まえて、チームオレンジを立ち上げる際の参考となる視聴覚資料として、立ち上げに際しての関係者の巻き込み方、支援対象者の把握とチーム参加の勧誘、チーム員の確保・研修、チームオレンジの活動の様子、運営上の留意事項のポイントについて理解しやすいものを作成する。</p> <p>先駆的事例を踏まえて、チームオレンジの立ち上げ・運営の手引き等を作成する。</p> <p>チームオレンジに関する自治体の研修会等に講師を派遣して、個別相談に対応する。</p>
103	認知症に関する官民連携プラットフォームの普及に向けた調査研究事業	<p>「認知症バリアフリー」の実現に向けた、認知症に関する取組の官民連携については、平成30年度の老人保健健康増進等事業において、自治体における連携の取組事例を収集し、令和元年度の老人保健健康増進等事業では、事例を参考に、自治体においてモデル的な官民連携の仕組みを構築しているところ。中でも、官民でのプラットフォーム組成においては、認知症当事者の意見を取り入れた日本認知症官民協議会のような組織体を、自治体が主体となって仕組みづくりを行っている自治体がある。このように自治体主体で官民連携の仕組み作りを既に行っている事例を調査し、組織体の立ち上げから、運営までのノウハウや課題について整理を行った上、自治体の規模によらず、自治体が主体となり官民連携の仕組みを構築できるよう、取組を横展開していくため、調査内容を報告書にまとめる。</p>
104	介護サービス利用者を含む高齢者等の社会参加・就労活動の推進体制及びコーディネーター人材に求められる機能等に関する調査研究事業	<p>近年、認知症の人をはじめとする介護サービス利用者などにより、地域における多様な社会参加・就労活動が増えてきている。今後、更に活動を促進するためには、介護サービス事業者やNPO法人などが新たに事業を実施する際に、活動受入先の確保やマッチングなどのコーディネーターを行う人材の確保・育成が重要である。</p> <p>このため、適切な推進体制のあり方や活動受入先とのコーディネーターを行う人材に求められる役割等を研究するとともに、コーディネーター機能を活用することで社会参加・就労活動につながった事例のプロセスを検証し、これらの結果をまとめた手引き等を作成する。</p>
105	若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置のあり方等に関する調査研究事業	<p>若年性認知症支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）業務は、相談対応や訪問・同行支援だけでなく、周知・啓発のための研修、他機関・職種との連携など多岐にわたり、また、若年性認知症の人のニーズも多様となっている。</p> <p>一方、若年性認知症の人を支援するコーディネーターの所属、配置数や保有資格等は様々である。このため、コーディネーターの配置状況と活動内容・活動成果との関係性を検証、好事例を収集し、それをもとに効果的な配置のあり方等についてガイドラインを作成し、あわせてコーディネーターの資質向上策（研修のあり方等）について検討するとともに、企業での就労支援を中心としたコーディネーターの支援内容の実態把握・課題整理を行い、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
106	認知症地域支援推進員の質の評価と向上のための方策及び認知症の人等の社会参加活動の体制整備に関する調査研究事業	<p>認知症地域支援推進員（以下、推進員とする。）の質の評価と向上は重要な課題となっている。また、令和元年度から新たに追加された認知症の人等の社会参加活動のための体制整備の取り組みは推進員の今後の重要な役割であるが、現状においては情報や具体策が不足している状況である。</p> <p>本研究では、</p> <p>全国における推進員の活動等（都道府県、市町村が行っている推進員の質の評価や向上に資する取組を含む。）について実態を調査するとともに、その結果をもとに推進員の質の評価手法や向上のための方策を検討する。また、質の向上の方策の一つとして、「認知症ライフサポート研修（認知症ケアに携わる多職種協働研修）テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」等について推進員が積極的に活用できるよう、その方策を検討し提言を行う。</p> <p>社会参加活動の体制整備に取り組んでいる自治体と未実施自治体を比較し、それぞれの現状と課題等について詳細な調査を行った上で、課題解決策に資する方策について検討し、自治体や地域の実情に応じた多様な社会参加の創出につながる手引きと事例集、普及用リーフレットを作成し配布する。</p>
107	認知症の本人の意見を企業等へつなぐ仕組みの構築等に関する調査研究事業	<p>ユニバーサルデザインなど誰もが使いやすい商品開発は数多く存在するが、認知症の人にとって、生活のあらゆる場面で障壁がある。一方、少しの工夫で障壁を減らすことができる場合もある。認知症の人を含む高齢者等が利用しやすい商品開発等を支援するため、例えば、介護ロボットを導入する介護施設等において、解決すべき課題（ニーズ）を調査し、それを解決するための要素技術及び周辺技術（シーズ）とマッチングさせる協議会の設置により効果的な介護ロボットの開発を促進している仕組みなども参考に、認知症の人向けに開発された商品開発等の好事例を調査するとともに、認知症の本人の意見を企業等へつなぐ仕組みや、意見を踏まえて開発された商品・サービスを登録する仕組みのあり方について検討し、報告書をまとめる。</p>
108	認知症に関する企業等の「認知症バリアフリー宣言（仮称）」及び認証制度のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症に関する企業等の取組を一層推進するため、令和元年度老人保健健康増進等事業において「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組みや認証制度、表彰制度のあり方について調査研究しているところ。この調査研究の内容を踏まえ、</p> <p>審査基準のあり方を検討するとともに、</p> <p>透明性、公平性、継続性に配慮した認証審査機関及び認定機関の認証スキームのあり方等について検討し、報告書をまとめる。</p> <p>また、企業が「認知症バリアフリー宣言（仮称）」を行い、認証を受けることによるメリット等を整理し、本仕組みについて広く一般に普及啓発を行う。</p>
109	認知症（若年性認知症含む）の人や家族が安心して地域で暮らすために必要な資源等の調査研究事業	<p>認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人の意思が尊重され、本人や家族が希望を持って前を向き、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境整備が必要となっている。そのため、中国四国厚生局、四国厚生支局管内において認知症の人が就労やボランティア等、社会参加を行っている優良事例について調査研究を行うとともに、認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーター等、また行政の関わり方等についても調査研究を行う。</p> <p>中国、四国管内自治体等に対し、認知症の人が安心して住み慣れた地域で実施している就労やボランティア等、社会参加の優良事例の発掘を市町村、認知症グループホーム、認知症デイサービス等の取り組みから行う。また、認知症の人や家族の会の協力を得て、支援内容や活動方法等のニーズをアンケートや聞き取りにより調査・分析を行う。</p> <p>中国、四国管内の行政と認知症地域支援推進員、家族の会等の関係機関の連携のあり方について検討する。</p> <p>で調査・分析した結果に基づき、認知症の人の社会参加及び認知症の人やその家族に対する支援の課題抽出・解決策の提示を行い、自治体による支援のあり方等について調査研究を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>中国四国厚生局、四国厚生支局が管轄するエリアにおいて、認知症の人が就労やボランティア等を行い、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを行っている事例及び認知症地域支援推進員等や行政等による就労支援等について調査・分析し、報告書を作成する。</p> <p>地域住民等に対し調査結果に基づく報告会（フォーラム）を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(研究開発・産業促進・国際展開)		
110	認知症に関する国際交流プラットフォーム構築のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱において、「世界でも最速で高齢社会に突入した日本の経験を共有し、国際交流を促進する。」こととされているが、認知症に関する日本の取組を国際的に発信するにあたり窓口の役割を果たす機関がないことから、同分野での国際交流は各機関において散発的に行われている状況。</p> <p>このため、本調査研究では、</p> <p>日本における国際交流プラットフォームの構築等による認知症分野での日本のプレゼンスの向上に向け、アンケート調査やプラットフォームの構築や運用に関わる者へのヒアリングなどにより、海外の国際交流プラットフォーム構築状況や運用課題等について把握するとともに、</p> <p>国内の関係する団体、学会、研究機関等との連携強化を図るための協議会を開催して、その結果を報告書としてまとめる。</p> <p>また、国際発信に有用な認知症に関する基礎資料（英文）の整理等を併せて行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>応募団体は、国際アルツハイマー病協会（ADI）等の国際組織や英国アルツハイマー協会等の他国の関係機関との連携や国際会議の参加等、国際交流経験のある団体であること。</p>
(その他)		
111	自治体による認知症の人の事故を補償する民間保険への加入支援に関する調査研究事業	<p>認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する取組がいくつかの自治体において行われているところ。認知症バリアフリーの更なる推進に向けて、各自治体における当該取組について事例収集や課題整理をするとともに、政策効果の分析を行い、報告書にまとめる。</p>
112	物忘れのある方に対する補聴器のフィッティングに関する調査研究事業	<p>加齢性難聴による、聞こえにくさは周囲との意思疎通に困難を感じ、社会生活に不自由を感じる等、QOLの低下につながる言われている。また、加齢性難聴の人の中には認知機能の低下がみられる場合もあると考えられる。</p> <p>加齢性難聴による聞こえにくさを補うために補聴器の利用が想定されるが、認知機能に低下がある人が補聴器を適切に利用するためには、補聴器購入時のフィッティングと併せて丁寧な説明が不可欠であると考えられる。</p> <p>そのため、補聴器のフィッティングの際、購入者の物忘れ（認知機能低下）の有無による、フィッティングの手技の違いや本人や家族への説明の仕方等留意していること等のアンケート調査を行う。また、学識者、補聴器技能者、認知症本人等による検討を実施し、物忘れがある方に対するフィッティングのあり方や効果的な説明の方法等について手引きを作成する。</p>
介護人材確保対策		
(人材確保)		
113	離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業	<p>離島等の地域でも、地域の実情や特性に応じて取り組むことができるよう、特に人材確保や人材育成のあり方、また自治体による支援のあり方等について詳細に実態把握を行うため、特に優れた取組を行っていると考えられる自治体へのヒアリング調査を行い、その支援方策について、他の自治体の参考となるよう、マニュアル形式にまとめる。</p> <p>また、特に介護サービス確保に課題を抱えている自治体等を対象として、上記で作成するマニュアルも活用しつつ、介護サービス確保のための方策を検討するきっかけとなるよう、複数回の研修会を開催する。</p>
114	在宅介護事業者における派遣労働者の活用実態に関する調査研究	<p>人材の確保が難しい介護業界においては、人員配置基準を満たすため、派遣労働者の活用が常態化しており、特に在宅介護の現場における派遣労働者の活用については、その実態に関する調査が少なく、経営面や雇用管理面での課題等が明らかになっていない。</p> <p>そのため、在宅介護事業者における訪問介護員の配置状況を把握するとともに、派遣や有料職業紹介による入職者の活用状況、それらの活用が介護業界の経営面、雇用管理面、人材育成面、サービスの質に及ぼす影響・課題、厳しい状況の中においても人材を確保出来ている事業所の状況を明らかにし、派遣労働者の適切な活用やキャリア形成支援のあり方を研究のうえ、事業者と労働者の双方にとってよりよい職場づくりのあり方について検討を行い、報告書を作成する。</p>
115	介護人材の確保・資質の向上に向けた市町村の取組促進に関する調査研究事業	<p>第8期の介護保険事業計画においては、新たに市町村として介護人材確保対策についても計画に位置づけることが検討されている。このため、市町村の計画作成段階で（令和2年8月中を目途）、一定のモデルを提示することにより市町村の計画策定を支援する。</p> <p>本事業では、複数の市町村の取組（3～5例）についてヒアリング等を通じて調査し、効果的な介護保険事業計画策定に向けたポイントを整理し報告書をまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
116	地域ニーズを踏まえた専門職確保に向けた調査研究事業	高齢化の進展に伴い医療・介護ニーズが高まる中、介護職を含む専門職の人材確保に向けては、それぞれの地域、事業所等において様々な取組が行われている。この際、都市部、中山間地域など地域によって状況は異なり、地域のニーズを踏まえた取組が重要となる。本事業では、地域の関係者（行政職員、自治会、NPO、商店会等）及び事業所を対象として幅広くヒアリングを行い、人材確保に関する地域の特色・状況に応じた課題把握及び対応策検討を行う。
117	チームケア実践力向上の推進に関する調査研究事業	令和2年度予算案においては、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践を推進するため、地方自治体向けの補助事業として、介護職チームケア実践力向上推進事業を実施することとしている。本調査研究においては、介護職チームケア実践力向上推進事業の実施主体の協力を得て、各取組の狙いや実施状況を随時把握するとともに、事業の効果測定、検証、都道府県による所見の分析、整理等を行い、地域の特性や状況に応じたチーム規模や形態、取組の方向性、課題の整理を行う。
118	第8期に向けた介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査研究事業	令和元年度に本調査研究で検討した介護人材の需給推計に用いるワークシートの構成について、有効性の検証や、さらなる改善点がないか検討を行う。また、推計の精度を更に高めるため、必要なデータの在り方を整理するとともに、第9期介護保険事業計画に向けた方向性の検討を行う。加えて、推計結果の施策への活用方策の更なる検討、人材確保対策のPDCAサイクルの確立に資する取組の整理、市町村における介護人材の過不足感の測定指標等の検討を行う。
119	介護現場における効果的な職場体験、インターンシップの実施に関する調査研究事業	介護現場における職場体験、インターンシップ（以下「職場体験等」という。）については、介護に関する魅力を発見するきっかけとなることから非常に重要であり、職場体験等を受け入れる介護事業所が、職場体験等参加者に介護現場の魅力を伝える効果的な方策を検討していく必要がある。本調査研究においては、都道府県等が地域医療介護総合確保基金を活用しながら実施している職場体験、インターンシップの実態を把握し、優良事例の選定を行うとともに、実施事業所に対するヒアリング等、事例の深掘りを行い、報告書において事例集を作成する。
120	介護職種に係る技能実習生の受入れの実態に関する調査研究	平成29年11月に技能実習制度に介護職種が追加され、介護現場に従事する技能実習生が増加しているところであり、今後、技能実習生の受入環境整備を進めていくことが必要である。このため、技能実習生の生活・就労実態や受入れ施設等における支援の実態のほか、介護職種を扱う監理団体の活動の実態を把握するための調査を実施する。調査結果を踏まえ受入れにあたっての課題と、課題に適切に対応していくための方策について検討し、その結果を報告書にとりまとめる。
121	介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究	平成31年4月に特定技能制度が施行され、介護分野における特定技能外国人の受入れが増加していくことが見込まれており、今後、特定技能外国人の受入環境整備を進めていくことが必要である。このため、特定技能外国人の生活・就労実態や受入れ施設等における支援の実態のほか、EPA（経済連携協定）や在留資格「介護」等により就労している外国人介護人材の実態を把握するための調査を実施する。また、特定技能外国人が特定地域に集中することなく全国に広く受入れを進めていくために必要な方策を整理し、ガイドラインを作成する。実態調査やガイドラインを踏まえ、受入れにあたっての課題と課題に適切に対応していくための方策について検討し、その結果を報告書にとりまとめる。
122	東北地方における介護未経験の高齢者人材等の確保及び業務分担に係る好事例事業者の取組の分析等に関する調査研究事業	高齢者の進展や人口流出の著しい東北地方における、介護未経験の高齢者人材等の雇用（確保）や、それらの者の個々の能力に応じた業務分担に係る好事例事業者の取組（人材確保の方法、業務分担の内容・方法、非正規職員等の労務管理の方法等）を分析するとともに、その取組を他の事業者（中山間地や被災地等の事業者を想定）においてモデル的に実践する。
(人材育成)		
123	病院勤務以外の看護師等に対する認知症対応力向上研修のあり方に関する調査研究事業	現在、看護師等に対する認知症対応力向上研修は実施されているが、主に入院時の認知症の人等に対応する研修内容となっており、病院に勤務している者を対象としている。一方で、在宅や地域の場で活動する、診療所や訪問看護ステーション等の看護師等への研修については体系化されたものがない。病院勤務以外の看護師等の認知症対応力の向上は、地域における循環型の仕組みの構築推進に大きな役割を果たすことが期待される。本事業では、病院勤務以外の看護師等の実情に応じ、受講しやすい研修体系の検討を行うとともに、研修カリキュラム及び教材等の開発を行う。また、その成果物については、当該研修で活用が図られるよう関係機関への周知を行う。

番号	テーマ名	事業概要
124	認知症対応力向上研修の研修教材に関する調査研究事業	<p>現在、医療従事者に対する認知症対応力向上研修は実施されているが、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員の研修カリキュラム及び教材については、平成28年度以降改訂されておらず、最新の医学情報等に応じた内容とする必要がある。また、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について、研修カリキュラム及び教材に活用することで、多職種協働による本人の意思決定支援に基づいた、より適切な対応が行われることが期待される。</p> <p>本事業では、既存の医療従事者向け認知症対応力向上研修のカリキュラム及び教材の見直しの検討を行う。また、その成果物について、当該研修で活用が図られるよう関係機関への周知を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 既存の認知症対応力向上研修カリキュラム及び教材等への理解があり、経過等を踏まえたくて検討できることが望ましい。</p>
125	認知症介護実践者等養成研修における受講の仕組みを含むカリキュラムのあり方に関する調査研究事業	<p>認知症介護実践者等研修（基礎研修、実践者研修、リーダー研修、指導者養成研修）について、受講者がより受講しやすい仕組みの検討を行うとともに、最近の認知症施策の動向を踏まえた検討を行う必要があることから、</p> <p>都道府県等研修実施機関の担当者および有識者等により構成する研究会を設置し、研修の質を確保しつつ認知症ケア従事者が受講しやすいカリキュラムの内容と受講方法について検討を行う（eラーニングの部分的活用を含む）。なお、検討にあたっては研修実施機関や講義を担当する認知症介護指導者等に対するアンケート等による実態の把握を行う。また、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を各研修に導入するなど、最近の施策の動向を踏まえたカリキュラムの改訂についても検討する。</p> <p>当該研究結果に基づき必要な提言を行うとともに、各都道府県等研修実施機関、認知症介護指導者等を対象とした研修資料を作成し、周知（研修会の実施）する。</p>
126	介護基礎研修の効果的な実施方法に関する調査研究事業	<p>認知症介護基礎研修は、初任者教育の重要性・緊急性を鑑み、研修へのアクセシビリティを向上するため部分的にeラーニングによる受講形態を選択可能としているが、現在eラーニング受講を実施する自治体は1割に満たない現状である。</p> <p>このため、</p> <p>認知症介護基礎研修の実施方法等について、有識者等から構成される検討委員会を設置し、先行研究も踏まえつつ、認知症施策推進大綱のKPIの実現に向け、全国の介護従事者が受講しやすく、学習効果の高い研修のあり方について検討し提言を行う。</p> <p>また、現行の標準学習内容を基本とし、最新の認知症介護に関する学習内容の反映や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の活用も含め検討し、標準的研修カリキュラムの改定について検討する。</p> <p>これらの検討結果を踏まえ、認知症介護基礎研修の全てをeラーニング化したeラーニング教材の作製を行うとともに、報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 令和2年10月までにイメージを完成させるとともに、令和3年3月までにコンテンツの開発を行うこと。</p>
127	認知症介護指導者養成研修等のアウトカム評価に関する調査研究事業	<p>良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を実施しているが、受講後の効果検証を含め、受講後の実態把握は十分な状況とはいえない。</p> <p>このため、</p> <p>研修を受講することによる施設・事業所のメリット、受講・未受講による介護職員の働き方、受講後の役割等について調査し、</p> <p>認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のアウトカム指標の設定を含む評価のあり方について検討するとともに、</p> <p>認知症介護指導者養成研修については、受講者の受講後の活動状況や活動の好事例等を確認し、報告書としてまとめる。</p>
128	小規模複合地域拠点において市町村・地域包括支援センターと連携して地域ケアを支える介護人材の育成に関する調査研究	<p>小規模多機能型居宅介護は、住まい（小規模特養、小規模特定、グループホーム等）併設型（小規模複合地域拠点）が増加している中、当該拠点で地域包括支援センター等との連携による生活支援環境の整備、医療機関との連携などを図ることにより、包括的な支援を実現出来るサービスであると期待されているが、このような小規模拠点をマネジメントできる人材を確保できないという課題があり、その展開は進んでいない。</p> <p>本事業では、小規模複合地域拠点に対するアンケート調査、ヒアリング等を通じて、現状及び課題を把握するとともに、包括的な支援を提供している小規模複合地域拠点の支援事例や連携の在り方について明らかにし、それを支える介護人材の育成について調査研究を行い、報告書を作成する。</p>
129	介護福祉士資格取得後のキャリアアップ等の在り方に関する調査研究事業	<p>介護現場における介護福祉士資格取得後のキャリアアップ等の在り方について、介護事業者団体や職能団体の協力を得ながら、実態調査及び調査結果に基づく検討を行う。</p> <p>検討に当たっては、例えば、以下の視点で介護現場の好事例を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数に応じた（例えば5年ごと）ステップアップ、到達点（実践力に強みをもつ専門家、マネジメントに強みをもつ管理者等、指導力に強みをもつ新規入職者等指導員、研修講師等指導者） ・若者が介護福祉士を目指す気運が高まる姿 ・地域とのつながり、介護事業所の魅力発信等の期待される役割 ・ライフイベントに応じた役割の変容等

番号	テーマ名	事業概要
130	外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業	外国人介護人材を受け入れるため、在留資格「介護」が出入国管理及び難民認定法の改正によって設けられたことにより、介護福祉士の資格取得を目指し介護福祉士養成施設に入学する留学生が増加しており、留学生への適切な学習支援の実施が求められている。そのため、留学生の学習上の課題や具体的な支援の方法等について調査・分析等を行い、留学生に対する適切な学習支援方法について検討し、留学生の学習支援のためのガイドラインを作成する。
131	介護職員等による喀痰吸引等の研修テキストの見直し等に関する調査研究事業	介護職員等が喀痰吸引等を実施するためには一定の研修を修了する必要がある。研修内容を示した現行の研修テキストは平成26年度に作成したものであるが、その間の医療技術の進展等や喀痰吸引等研修の講師及び実際に喀痰吸引等を実施している介護職員等から示されている意見等踏まえ、実態に沿った研修テキストに改訂することが求められている。そのため、喀痰吸引等に関する既存調査結果等から制度や研修に関する課題を整理するとともに、研修実施機関等へ実際にテキストを使用した際の問題点等について実態調査を行い、これらの結果等について有識者の意見を踏まえ、実態に沿った研修テキストの改訂版を作成する。
介護ロボット・ICT・生産性向上		
(介護ロボット)		
132	介護ロボット等を活用した効率的な人員配置に関する調査研究事業	労働力の制約が強まる中、介護現場において業務効率化を進めることは喫緊の課題であり、介護サービスの質をふまえた効率的なサービス提供を行っていくことが求められている。本事業では、介護施設のテクノロジーを活用した効率的なサービス提供体制の具体的なオペレーションを整理し、報告書をまとめる。 (具体的なオペレーションの例) ・介護の質の向上・効率的なサービス提供に資する介護ロボット・ICTの選定 ・介護施設で実証する場合の具体的な人員配置の体制 ・安全面の体制 ・介護サービスの標準モデルの検討等 報告書のとりまとめに当たっては、高齢者の自立支援やQOLの維持・向上、介護職員の業務負担の観点も考慮すること。
133	介護分野のリビングラボの実態に関する調査研究事業	令和2年度において、介護分野のリビングラボのネットワーク化を図り、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築することとしている。本事業では、上記プラットフォームの円滑な運営かつ発展を目的に、介護分野に特化したリビングラボの実態把握（訪問調査、取組の具体例等）を行い、先進的な取組の掘り起こしを行う。
134	介護ロボットの安全利用に関する調査研究事業	平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護ロボットの幅広い活用に向けて、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果実証や効果的な活用方法の検討を進めるべきである。」と指摘されたところ。本事業では、介護ロボットの利用上における安全性を確保することを目的に、介護ロボットの活用時のヒヤリハットの事例収集を通じて、介護ロボットの活用における安全を確保するために必要となる事項を機器の種類別に整理するとともに、介護ロボットの安全な使用方法や使用に当たっての注意すべき点等を整理し、報告書としてまとめる。 報告書のとりまとめに当たっては、介護ロボットを使用する介護職員及び被使用者（利用者）の双方の観点から整理すること。
135	訪問系サービスにおけるロボット活用の効果検証事業	人的制約がある中で質の高いサービスが提供できる環境を整備していくことが重要であり、介護現場においてはロボットの活用が進められているところである。一方で訪問系サービスでは、重さや大きさ等形状による携帯のしやすさという点で普及のしにくさが指摘されている。訪問系サービスにおいても、看護・介護提供者の負担軽減や業務改善を進めるために、質や安全性の確保に留意しながら、有効に活用できるロボット導入を検討する必要がある。本事業では、訪問系サービスにおけるロボット活用の効果検証を実施し、報告書にまとめる。 【本事業の特記条件】 既存技術やデバイスを活用、応用することにより得られる事業成果を目指すこと。また、訪問系サービスの特徴（自宅等への移動）を踏まえ、実用性の高い成果について検討すること。
(ICT・生産性向上)		
136	高齢者介護（高齢者支援）におけるICT利用などによる生産性向上及び人材確保の取組に関する国際比較調査研究	介護現場及び地域の高齢者支援の現場における生産性向上の取組（介護ロボット・AI・ICT活用等）や、人材確保・育成（処遇、外国人材の受入、研修・資格制度など）の取組について、海外先進国における優良事例を調査し、我が国の取組との比較研究を実施する。なお、とりまとめにあたっては、各国の制度の違いなどを明らかにしたうえで、体系的に整理することとする。

番号	テーマ名	事業概要
137	介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究	ICTを活用した介護分野の生産性向上については、現在様々な取組が進められているが、更なる生産性向上を推進するため、介護事業所やベンダーへのアンケート調査等により、ICTの活用に関する実態把握を行い、生産性向上のための新たなICT活用、新たな方向性を検討するとともに、事業所のICT化の障壁を取り除く方策について調査研究を行い、報告書を作成する。
138	介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業	人的制約がある中で質の高いサービスが提供できる環境を整備していくことが重要であり、多職種連携、業務分担等による業務改善の取組を進めることが有用であると考えられる。本事業では、介護老人保健施設等において、いわゆる介護助手の実施業務等の実態把握を行うとともに、施設サービス関連業務及び周辺業務の切り分け、その効果等についての調査研究を行う。
介護関連データ利活用		
139	介護分野における医療等IDの活用に向けた効率的なシステムの在り方に向けた調査研究事業	「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において「（医療と介護の）データ連結の精度の確保等の観点から、医療保険の個人単位被保険者番号の活用について、個人情報の取扱いに留意しつつ、検討を進めることが必要。」との指摘があった。 データ連結に当たっては、市町村（介護保険担当課）において、要介護認定申請等の際に被保険者の医療被保険者番号等を提出してもらい、これを、厚生労働省（介護DB）に提供してもらうことが考えられるが、現在、医療の保険者から支払基金を通じてNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）に連携されている医療被保険者番号等のデータレイアウトが、各市町村（介護保険担当課）を通じて、国保連合会（介護担当）が保有できるかが論点となる。 市町村システムの有識者や公益社団法人国民健康保険団体中央会等の協力を得て、市町村や国保連合会等のシステムの現状等を把握しつつ、上記のことを実現するための課題の整理や、これらの課題への対応方策を検討し、とりまとめる。 また、当該調査研究の過程では、市町村及び国保連合会（後期高齢担当及び介護保険担当）の協力を得て、現在、高額合算の事務処理等のために国保連合会（介護保険担当）に連携されている医療被保険者番号等が、国保連合会（後期高齢担当）に保有されている医療被保険者番号のデータレイアウトと一致するかの検証も行うものとする。
140	介護サービスにおける科学的介護に資するデータの収集・活用に関する調査研究事業	厚生労働省では、既存の介護保険総合データベースやリハビリデータベース(VISIT)では収集されていないデータを補完的に収集し、科学的に裏付けられた自立支援や重度化防止の効果を検証するための新たなデータベース(CHASE)を令和2年度から運用を開始する。収集項目の整理等については、「科学的裏付けに基づく介護にかかる検討会取りまとめ」において、「日中の過ごし方」等の試行的な項目についてはモデル的にデータ収集のフィジビリティ等を含めて引き続き検証することとされた。 本事業では、試行的な項目についてデータ入力における適切な層別化の在り方や、収集したデータの解析を通じた適切なフィードバックの内容等を検討するとともに、現場の作業負担を含めたデータ収集の可能性や、質の高いデータを収集するにあたっての課題等を検討することを目的とする。計30箇所程度の介護事業所・施設の協力を得て、モデル的に情報収集等の実証を行う。
141	居宅・施設系サービスにおけるCHASEを介した科学的介護に資するデータの収集・活用に関する調査研究事業	厚生労働省では、既存の介護保険総合データベースやリハビリデータベース(VISIT)では収集されていないデータを補完的に収集し、科学的に裏付けられた自立支援や重度化防止の効果を検証するための新たなデータベース(CHASE)の運用を令和2年度から開始する。「科学的裏付けに基づく介護にかかる検討会取りまとめ」を踏まえて、本事業では、客観的で標準化された質の高いデータの効率的な収集を目的とするとともに、データ収集促進に関する課題や、データ入力・解析・フィードバックの効果・影響等についての調査を行う。 本事業では、CHASEを導入予定の介護事業所・施設を中心に、約3000の事業所・施設の協力を得て、CHASEへの情報収集等を実施する。 【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで公的な介護情報収集に係る仕組み等において、経験を有している者による事業の実施が望ましい。
142	介護サービスの質の評価指標の開発に関する調査研究事業	介護サービスの質の評価については、介護報酬改定検証研究をはじめとしたこれまでの調査研究において、複数存在する介護サービス利用者の状態の評価に用いられるアセスメント指標の読み替え等について検討を行うなど、現場での収集可能性も踏まえつつ、サービス横断的なデータ項目の開発を行ってきた。 本事業では、これまでの成果も踏まえ、介護サービスの質の評価について体系的な整理を行うとともに、これまでの事業等を通じて開発した評価指標を用いたフィードバックについて、CHASEを介した事業所へのフィードバックの実施可能性も含めて検討する。更に、評価指標によるフィードバックを通じた介護サービスの質の向上についての検証を行う。 【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であって、介護分野でのQI(クオリティインディケータ)についての知見およびCHASEシステムについて知見を有している者による事業の実施が望ましい。

番号	テーマ名	事業概要
143	介護サービス内容の標準コードの開発	科学的に自立支援・重度化防止の効果が検証された介護サービスを検討するためのデータベース（CHASE）を令和元年度に構築し、令和2年度から運用を開始する予定である。また、「科学的裏付けに基づく介護にかかる検討会取りまとめ」において、介護ケアの標準コードの開発の必要性について言及されている。データ収集・分析においては、利用者に行った介護サービスの内容を標準化された形式で入力する必要があり、標準コードを開発することは非常に重要である。本事業では、ICHI等の国際分類との整合性を踏まえた基本的な枠組みに基づき、介護関連標準コードの開発を進めていくことを目的とする。
権利擁護施策		
144	介護施設等における高齢者の権利擁護に資する介護相談員の実態把握・普及啓発に関する調査研究事業	介護相談員派遣等事業を実施している市町村や介護相談員や介護相談員受入事業所に対してアンケート調査を実施し、介護相談員に係る実態を把握するとともに、分析を行い、報告書にとりまとめる。 【調査項目（案）】 実施市町村向け 介護相談員の人数・報酬・身分、研修実施状況、介護相談員等派遣事業の評価 介護相談員向け 介護相談員の性別・年齢・活動期間、研修受講状況、派遣事業所数、相談・観察・改善状況 受入事業所向け 受入事業所の種類、入所者の理解度、介護相談員の受入効果 介護相談員の先進的取組や効果的な受入事例などの好事例を収集するとともに、標準的な研修カリキュラムを検討した上で、介護相談員派遣等事業の実施に向けた普及パンフレットを作成し、市町村等に配布する。 なお、事業実施にあたっては、介護相談員制度に精通している者（実施市町村・介護相談員・介護施設事業者等）から構成される検討委員会を設置し、介護相談員に係る実態把握・効果的な普及啓発に向けた検討を行うこととする。
145	高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業	これまで厚生労働省において実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査における事例研究、自治体独自の虐待認定の判断基準の精査・分析や虐待対応において先進的取組を展開する市町村へのヒアリング等を通じて実態を把握することにより、高齢者虐待における虐待の深刻度・切迫性の判断基準の明確化などを図る。 なお、事業実施にあたっては、高齢者虐待の防止等に知見を有する者（学識経験者・専門家・自治体等）から構成される検討委員会を設置し、虐待の深刻度・切迫性の判断基準の検討などを行うこととし、調査研究結果については報告書にとりまとめ、当該報告書を各都道府県・市町村に配布すること。
146	介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業	介護施設での虐待の現状を踏まえ、虐待防止プログラム（原案）を作成し、複数の介護施設において当該プログラム（原案）に基づく虐待防止研修を実践し、当該施設に対してアンケート調査等を実施する。 アンケート調査等の結果を受けて、当該プログラム（原案）の課題や改善点を精査した上で、当該プログラム（原案）をさらにブラッシュアップして虐待防止プログラム（案）を作成し、再度複数の介護施設にフィードバックして、当該プログラム（案）に基づく虐待防止研修を実践し、当該プログラム（案）の有効性等を効果検証することにより、効果的な虐待防止プログラムを開発し、報告書にまとめる。 【プログラム（例）】 虐待への意識向上、認知症ケアや身体拘束に関する知識、アンガーマネジメント 適切なアセスメント手法、効果的な介護記録の付け方 排泄ケアなどの実践的な介護技術、不適切ケア・困難事例の対応方法 なお、事業実施にあたっては、高齢者虐待の防止等に知見を有する者（学識経験者・介護施設事業者・自治体等）から構成される検討委員会を設置し、効果的な虐待防止プログラムの開発に向けた検討を行うこととする。

番号	テーマ名	事業概要
その他		
147	インフラ長寿命化のための老人福祉施設等の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究	<p>全国の公立の老人福祉施設等について、その現状（築年数や面積、構造等）を把握するとともに、改築や更新等の将来必要となる対策を行った場合の費用を試算する。また、長寿命化工事（予防保全）を実施することによる更新費用の効率化効果を検証する。</p> <p>業務の実施に当たっては、地方公共団体に対して、アンケート調査等を実施して情報を収集・整理するとともに、老人福祉施設等に係るインフラ維持管理・更新費用等、長寿命化の取り組みによるそれらの効率化効果の見える化に資するよう、本業務によって得られた情報を体系的に整理する。</p> <p>個別施設計画策定済み地方公共団体（約200）へのアンケート実施及び計画収集アンケートを基にした老人福祉施設等に係る維持管理・更新費見通しの推計</p> <p>【本事業の特記条件】 令和2年12月までに厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
148	介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業	<p>社会保障審議会介護保険部会の下、都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が設置され、昨年12月、中間取りまとめが行われた。同取りまとめにおいては、指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、「簡素化」・「標準化」・「ICT等の活用」の各取組の推進につき、検討スケジュールを併せて提示し、順次具体化していくことが示されている。</p> <p>本事業においては、このうち、主に指定申請・報酬請求の「簡素化」及び「標準化」に関する「1～2年以内の取組」につき、更なる実態把握、課題の整理・分析及び対応方策案の具体化を行う。具体的には、制度の現状及び既存アンケート結果分析等の机上調査、自治体・介護サービス事業者等へのヒアリング・検討会議等の実施等を通じ、文書負担軽減方策の検討に資する資料の作成等を行い、報告書をまとめる。</p> <p>なお、「ICT等の活用」に関する検討は対象外とするが、本事業における簡素化・標準化の方策がICT化の前提となる場合があることも踏まえ、適宜検討状況を踏まえて検討を行うことを想定している。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・最終報告に先立ち、専門委員会の開催に合わせた中間時点での成果物提出を行う。 ・別途実施する老人保健健康増進等事業において「ICT等の活用」に関連した検討を行う予定であることから、必要に応じ同事業と情報共有を行いながら検討を進める。</p>
149	要介護認定率の評価分析に係る調査研究事業	<p>近年、年齢階級別の要介護認定率が後者倒しとなる傾向があるが、要介護認定率の変化には、介護保険制度改正や経済社会情勢など様々な要素が影響していると考えられる。介護予防・健康づくりの推進や持続可能な制度の構築等の観点から介護保険制度を検討するにあたっては、要介護認定率やサービス利用の動向を踏まえる必要があるが、このために、どの要素が要介護認定率にどの程度影響を与えるものか、検討会等において有識者や自治体関係者の意見を踏まえ分析を行い、報告書をまとめる。</p>
150	認知症がある高齢受刑者等の出所後の介護サービス等の受け入れ実態と福祉的支援の課題解決に関する調査研究	<p>認知症などの様々な課題を抱える高齢受刑者の出所にあたっては、帰住地域の行政と刑務所や地域生活定着支援センター等が連携し、介護サービスを含む円滑な福祉的支援につないでいくことが必要であるが、その調整に多くの時間を要し、出所時のタイミングで必要な支援を受けられないケースがある。本研究では、介護サービスの受け入れや行政による措置等の実態を調査するとともに、現状の課題について検討を行い、適切な福祉的支援のあり方等について研究し、報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 要介護認定による要介護等とならないが福祉的な支援・措置が必要となる者の判断基準や調整状況等について、具体例をもとに調査する必要がある。</p>
151	介護保険制度の実施状況に係る全体像把握のためのツールを活用した分析手法の開発及び活用促進に関する調査研究事業	<p>介護保険制度の保険者において、介護保険制度の実施状況の全体像を把握するためのツールとして、「大都市における地域包括ケアをつくる政策研究会」が開発した「保険者シート」を参考に、令和元年度の老人保健健康増進等事業においてツールの開発を行い、実際に保険者に入力してもらい、その活用方法についてグループディスカッションを行うなど、ツール開発から使い方までの調査研究を実施した。</p> <p>今般、このツールについて、保険者機能の強化に資するため、ツールによって把握した全体像のデータを活用した保険者にとってより有用な分析手法を開発するとともに、そのツールの活用促進に関する調査研究を実施する。</p>
152	高齢者の生活状況に関する調査研究事業	<p>能力に応じた負担の在り方について検討を行うため、高齢者の負担能力と支出の現状について、既存の関連統計の整理を行うとともに、特定の所得・介護サービス受給者層に係る状況など、既存統計からは正確に計れない情報について、市町村や事業所に対する調査等を行い、調査結果を報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護サービス（特に介護保険施設）利用者やその家族等に対し、経済状況に関する調査を実施可能なフィールド（市町村及び事業所との協力体制）を確保できることが求められる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
153	海外の介護保険制度に関する調査研究事業	我が国の介護保険制度の在り方についての検討材料とするため、諸外国の介護保険制度等類似の制度について文献調査やインタビュー等の実地調査を行い、調査結果を報告書にまとめる。 【本事業の特記条件】 第1段階として諸外国の引退者向けの健康保険制度や自治体を保険者とする健康保険制度等、類似制度の一覧を作成した上で、第2段階として、特に注目すべき制度についてより詳細な研究を行うことを想定している。
154	保険外サービス活用推進に関する調査研究事業	保険外サービスの更なる活用推進については、これまでスポットを当ててこなかったサービス（ケアマネ事業所等）における、更なるニーズの掘り起こしや民間事業者の創意工夫ある取組の促進を図る必要があると考えている。 また、「同時一体提供」や「指名料」・「時間指定料」といった上乗せ料金についても、引き続き検討を行う必要がある。 こうした検討を行うため、自治体関係者や介護事業者等を含めた検討会を設置し、その効果検証について報告書にまとめることを行う。その際、これまでの研究成果を有効に活用することとする。
155	介護記録法の標準化調査研究事業	介護現場における日々の介護行為の記録については、統一的な記載方法が存在せず、叙述的な内容が多く、分析が難しいなどの指摘がある。一方で、医療分野では一定の記載方法が浸透しており、介護分野においても同様の取組が普及することで、記録業務の効率化、介護の質の向上、データ分析等に資することが考えられる。 特定の記載方法を採用していない介護事業所に対し特定の記載方法を実際に導入することで、その効果を業務効率化・介護の質の向上・データ分析等の観点から把握する調査を複数の記載方法について行い、それらの効果の比較検討を行い、報告書にとりまとめる。
156	介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究事業	介護現場におけるハラスメント対策について、介護事業所・施設に対するアンケート調査や事例の収集、先進的な取り組みを行っている自治体等からの情報収集を通じて、有効な予防策、解決に至った事例やその手法、関係機関との連携等に関する調査研究を行い、有効な予防ツール、様々な事例を含めた解決のための手引きを作成する。
157	介護サービスにおける生産性向上に向けた介護経営の在り方に関する調査研究事業	介護給付費の財政上の制約や、介護人材の人的制約がある中であっても、質の高い介護サービスの提供を前提とした持続可能な制度の構築には、生産性向上に向けた介護現場視点による革新的な取り組みが重要であり、それに伴い介護事業所の経営そのものの在り方が問われている。介護事業者の開設主体の構成割合をみても多様なサービスにおいて営利法人の割合が高いことから、単なる業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入等の業務改善の取り組みにとどまらず、民間ならではの革新的な取り組みが期待されることである。このため、民間における介護経営の視点から、近年の介護経営におけるコストの増減の実態を分析するとともに、経営と現場が一体となった生産性向上を図るため、経営の在り方及びそのための方策について検討を行い、報告書を作成する。
158	根拠に基づく介護（EBC:エビデンス・ベースド・ケア）の記録及び情報共有の在り方と、現場OJTでの活用に関する調査研究事業	全国的に標準化された介護技術評価指標に基づき介護行為を分析した記録データの解析等を通じて、介護サービスの提供に係る記録及び情報共有の在り方と、現場OJTでの活用に関する検討を行い報告書にまとめる。
159	情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業	「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修を行う場合の具体的な内容について検討を行うとともに、これが実現した場合、自治体関係者や介護事業者等の事務負担がどのように軽減されるのかについて検討を行い、報告書を作成する。
160	社会的リスクを抱える高齢者の支援体制に関する研究事業	2040年に85歳以上の高齢者人口がピークを迎える中、高齢者と地域のつながりは大変重要になる。ケアマネジャーを含めた介護職が社会的リスクを抱える高齢者との関わり以外に、今後、医療側であるかかりつけ医（主治医）の果たす役割は大きい。特に、かかりつけ医が医療サービス以外に非医療サービスの情報提供をすることは、高齢者と地域とのつながりをより強固とするものとなる。 そのため、本事業では、かかりつけ医や行政関係者等が地域の社会資源に結びつける取組について、国内外の取組を整理したうえで、社会的リスクを抱える高齢者の支援のあり方の研究を行う。さらに、この支援体制を踏まえた医療と介護の連携の評価については、令和3年度介護報酬改定に向けたあり方検討の基礎資料とする。 【本事業の特記条件】 本事業については、令和2年9月頃までに中間報告の結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。
161	介護サービス事業所の職場環境等に関する調査研究事業	介護職員等特定処遇改善加算による職場環境への影響については、介護従事者処遇状況等調査において、賃金改善以外の内容も一定程度把握を行う予定としているが、本加算の拡充により人材定着を始めとする職場環境等の改善にどのような影響があったか、より詳細に把握する。あわせて、介護現場で求められる職場環境改善に関する取組について、文献レビューや介護現場に定着している職員によるアンケート結果を踏まえ、提案を行う。

番号	テーマ名	事業概要
162	災害にも強い地域包括ケアシステム構築のための潜在看護職の活用にかかる調査研究事業	<p>災害時には、発災直後より混乱が生じることが予想されるため、避難所の環境整備、トリアージ、高齢者や弱者への対応をいかに早期から行っていくかが課題であり、高齢者人口に応じた支援者の配置も重要となる。そこで、令和元年度老人保健健康増進等事業（事業名：【潜在看護職を活用した新たな地域包括ケアと災害にも強い地域ネットワークを築く調査・研究事業】）における自治体での潜在看護職への呼びかけを継続し、さらに、対象自治体を拡充して有効的な呼びかけを行う。</p> <p>また、災害対応に必要な知識・技術を研修で継続的に付与すると共に、地域での実践力を高めていくための研修内容を新たに取り入れる。加えて、災害時に円滑に活用するため、自治体内における体制整備や自治体間のネットワーク化を図り、災害に強い地域包括ケアシステムを構築、全国に情報発信する。</p> <p>具体的には、以下のとおり実施する。</p> <p>令和元年度事業において実施した潜在看護職の発掘方法の分析を踏まえ、更に、自治体を広げて有効と思われる発掘方法で実践する。（例えば、発掘のひとつとして、既受講生が新規受講生を紹介する等）。</p> <p>潜在看護職が、災害時に早期に対応出来るよう、災害時対応の専門講師による研修を新たに取り入れる。また、基本的知識を習得した潜在看護職の活用の場を広げるべく、地域に根付いたアドバンス研修等を追加する。</p> <p>災害地域で活用する基盤作りをより強固なものにし、自治体で活用できるシステムを整えるため、潜在看護職の登録制度の確立、日頃から顔の見える関係作り、災害状況に応じた人員の配置と共に、自治体内や自治体間のネットワーク化を図り、応援体制を確立する。加えて、地域の看護協会（支部）がネットワーク機能を担える仕組みを導入する。</p> <p>【本事業の特記条件】 南海トラフ地震により、家屋の倒壊や津波による甚大な被害が想定される愛知県の知多半島の自治体をモデルに、潜在看護職の発掘、地域における活動の活性化、組織化を図る。</p>
163	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。